

立科町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（改訂版）

令和 2 年 3 月
立 科 町

目 次

第1章	計画策定にあたって（計画の概要）	1
第1節	計画の背景・目的	1
第2節	計画目標年次の設定	2
第3節	関係法令	3
第4節	計画の位置づけ	4
第5節	計画の対象区域と廃棄物の範囲	5
第6節	計画の進行管理	6
第2章	地域特性	7
第1節	人口動態	7
第1項	人口と世帯数	7
第2項	年齢別・性別構造	8
第2節	地域概要	9
第1項	位置及び地勢	9
第2項	気象	11
第3項	産業動向	12
第4項	土地利用状況	13
第3章	ごみ処理基本計画	14
第1節	ごみ処理の状況及び実績	14
第1項	ごみ処理の現状	14
第2項	ごみ処理の体制	27
第3項	中間処理の現状	28
第4項	ごみ処理経費の推移	31
第2節	ごみ処理の評価	32
第3節	現行目標の達成状況及び評価	33
第1項	2018（平成30）年度目標達成状況	33
第2項	施策の実施状況、課題、今後の方針	34
第4節	ごみ処理行政の動向	42
第1項	国の方針及び県の計画など	42
第2項	国・県の動向及び達成目標	43

第4章	ごみ処理基本方針の策定	46
第1節	ごみ処理基本方針.....	46
第1項	ごみ処理基本方針.....	46
第2項	ごみ発生・排出抑制の施策.....	47
第3項	ごみ発生量及び処理量の推計.....	52
第4項	ごみの適正処理に関する基本的事項.....	63
第5章	資料編	66
第1節	立科町環境審議会.....	66
第1項	立科町環境審議会設置運営要綱.....	66
第2項	立科町環境審議会委員名簿.....	68
第3項	立科町環境審議会諮問書・答申書.....	69

第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

第1節 計画の背景・目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。循環型推進基本計画では、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発の目標（SDGs）」が採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）が定められました。

長野県では、「第4期長野県廃棄物処理計画」を2016（平成28年）4月に策定し、基本方針である「県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいき、長野県の美しく豊かな自然環境を守りつつ、次の世代に引き継いでいきます。」の実現を目指し、廃棄物等の発生抑制、循環的利用などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした中、立科町（以下、「本町」という。）では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画2015（平成27）年度（以下、「前計画」という。）に策定し、循環型社会の形成を推進してきました。

さらに、2020（令和2年）12月には新焼却施設の稼働を予定しており、本町は廃棄物行政の現状の課題等や本町の上位計画である「第5次立科町振興計画」や「立科町総合戦略」を踏まえつつ、前計画の前期計画の事後評価、中期・後期の見直しを行い「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を改定することとなりました。

第2節 計画目標年次の設定

計画期間は図 1-1 に示すとおり、前計画と同じく計画策定時より 15 年間とし、2015(平成 27) 年度を初年度、2019(令和元) 年度を前期目標年度、2024(令和 6) 年度を中期目標年度、さらに、2029(令和 11) 年度を後期目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととしますが、本計画は、前期目標年度に際して、前計画の見直し、改定を行います。



目標年度におけるごみ排出量の推計	
令和元年度(前期目標年度)	2,114t/年(対平成27年度比0.9%の減)
令和6年度(中期目標年度)	1,877t/年(対平成27年度比12.0%の減)
令和11年度(後期目標年度)	1,567t/年(対平成27年度比26.5%の減)

図 1-1 計画の期間

第3節 関係法令

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を図 1-2 に示します。



図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係

第4節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを図1-3に示します。

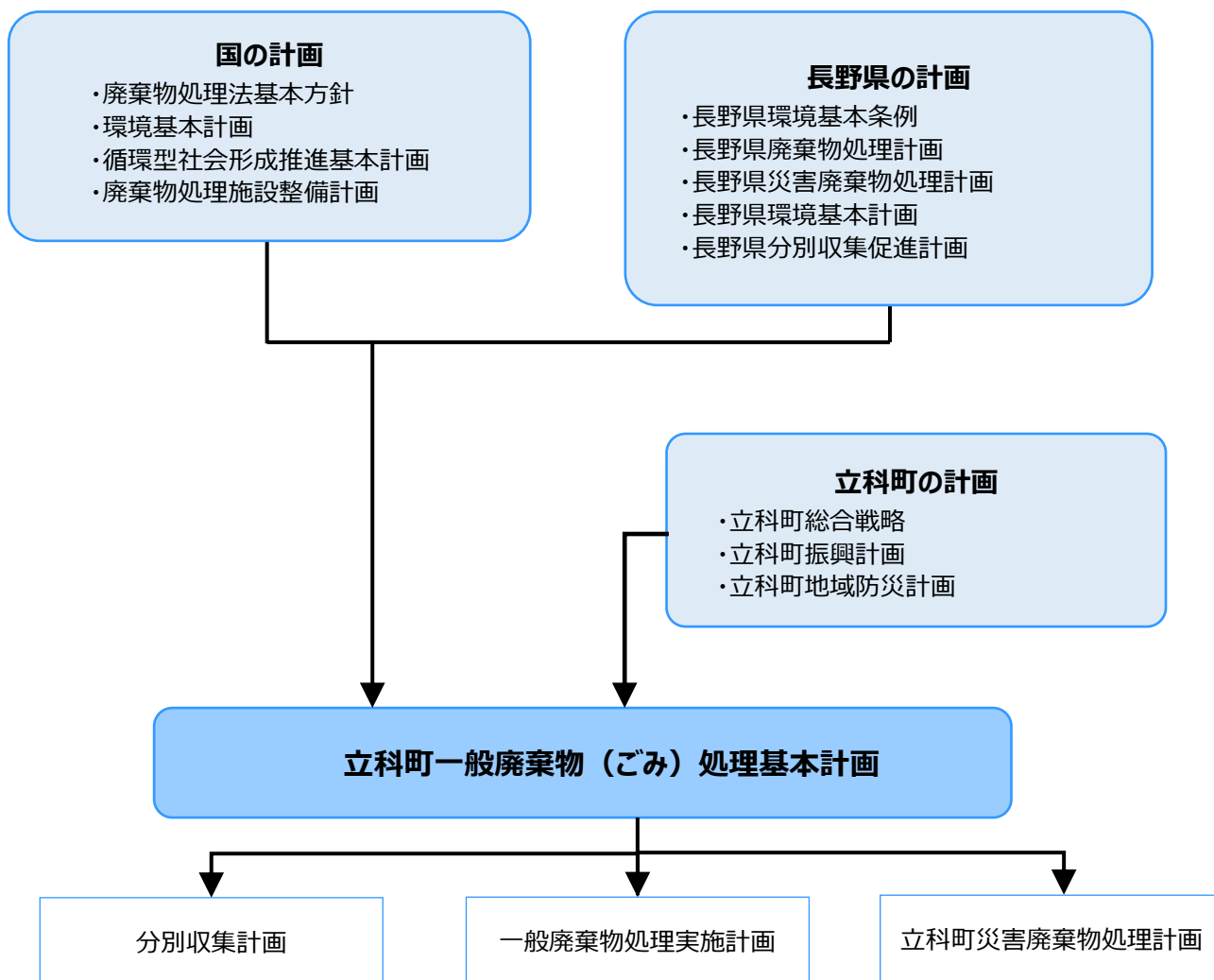


図 1-3 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第5節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は図 1-4 に示します。

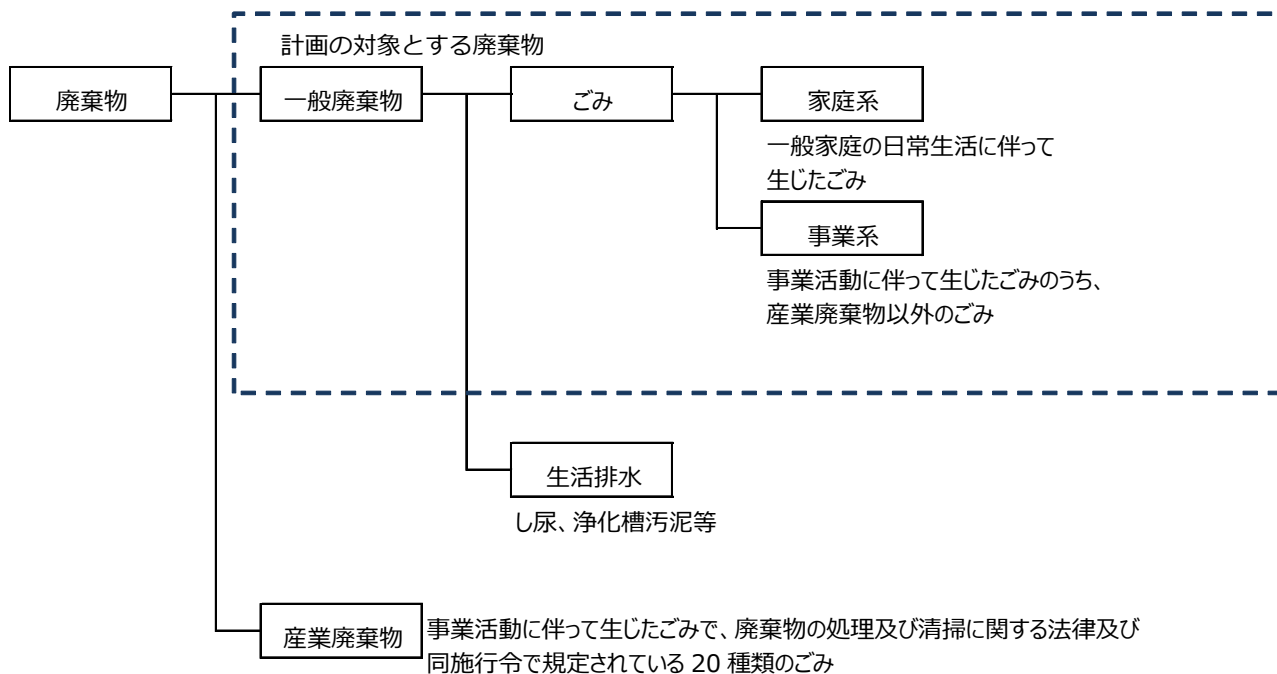


図 1-4 計画の対象とする廃棄物

第6節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCA サイクルの概念図を図 1-5 に示します。

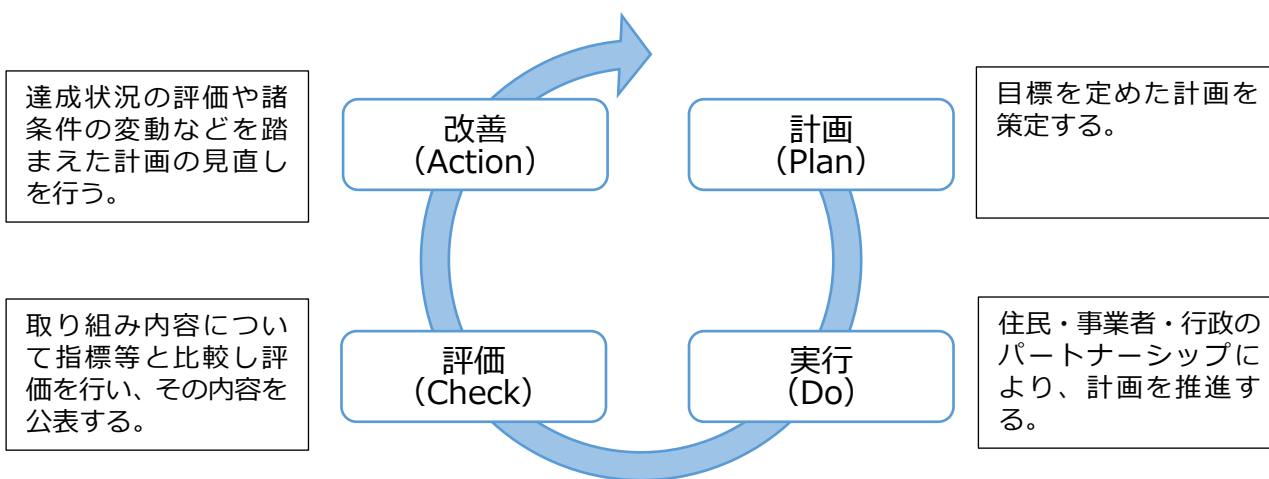


図 1-5 PDCA サイクルの概念図

第2章 地域特性

第1節 人口動態

第1項 人口と世帯数

本町の人口及び世帯数の推移を表 2-1 に示します。人口は 2009（平成 21）年（平成 28 年度から外国人登録を含む）以降減少傾向を示していますが、世帯数はやや増加傾向にありますので、1 世帯当たりの人口は、減少傾向にあります。

表 2-1 人口と世帯数の推移

		平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
人口	(人)	8,076	7,913	7,861	7,920	7,820
世帯数	(世帯)	2,773	2,790	2,785	2,806	2,839
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
人口	(人)	7,759	7,634	7,559	7,474	7,316
世帯数	(世帯)	2,856	2,883	2,873	2,903	2,914
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5

(各年 10 月 1 日現在 H28 年より外国人登録を含む)

出典：世帯数は「立科町住民基本台帳年報」より

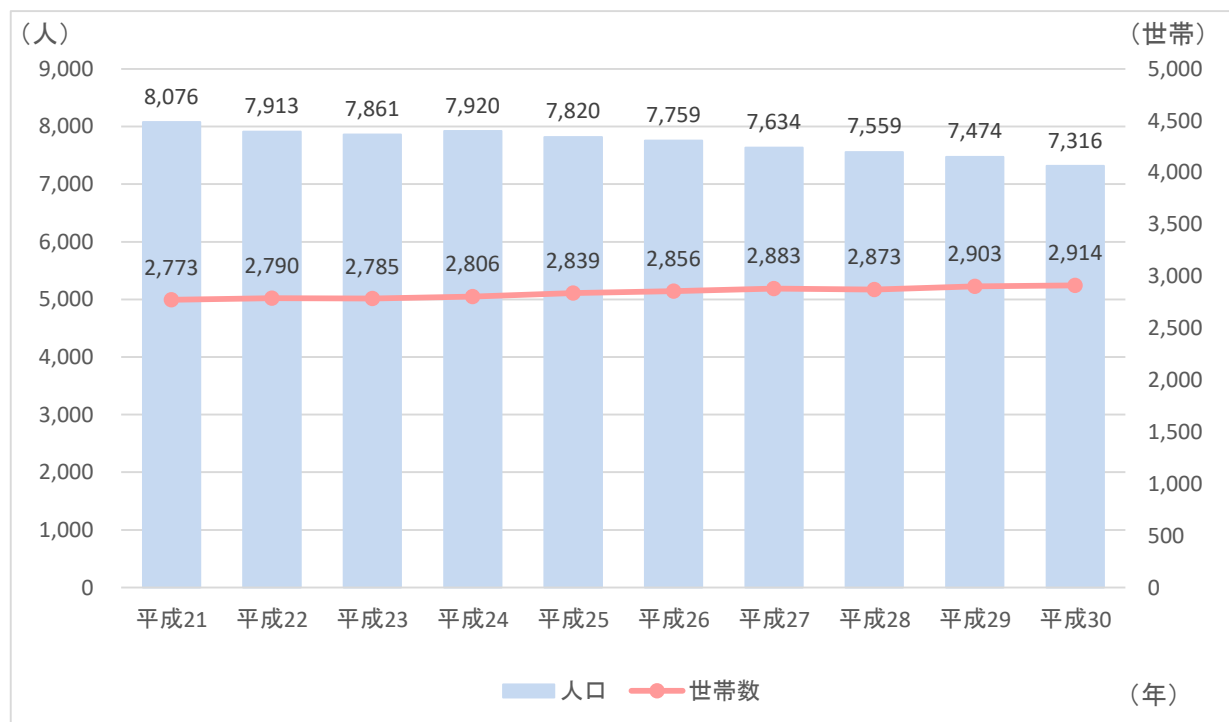
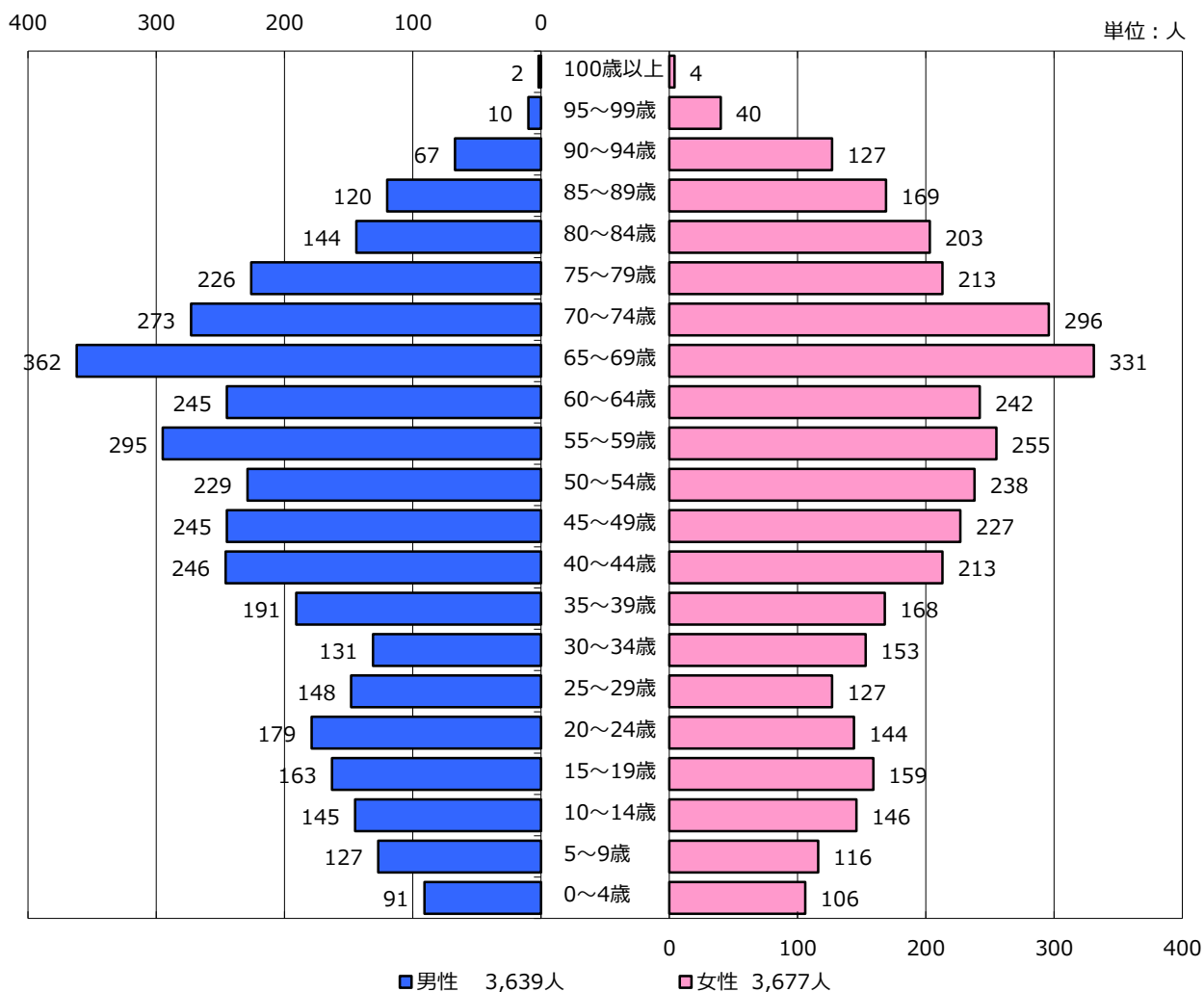


図 2-1 人口と世帯数の推移

第2項 年齢別・性別構造

本町の2018（平成30）年の年齢別・性別構造の推移を図2-2に示します。全人口7,316人の内訳は、男性が3,639人、女性が3,677人で、ほぼ同じ人数です。5歳階級別人口では、男女とも65～69歳の人口が最も多くなっています。65歳以上の人口は、男性で33.1%、女性で37.6%であり、約3人に1人が65歳以上となっています。



(平成30年10月1日現在 外国人登録を含む)

図2-2 住民基本台帳年齢階級別人口

第2節 地域概要

第1項 位置及び地勢

1.位置及び地勢

本町は、長野県東部、北佐久郡の西端に位置しており、上田市、東御市、佐久市、茅野市、小県郡長和町と隣接しています。南北 26.4 km、東西 0.05～9.9 kmと南北に細長く、総面積は、66.87 km²です。

標高の最高は町の南にそびえる蓼科山頂の 2,531mで、その麓はリゾート観光地白樺高原を形成しています。農村地帯は扇状に広がり、古くから水稻を中心に栄え、標高の最低は町北部の藤沢地区 555mであり、南北に長く、標高差が大きいのも立科町の特徴です。

2.交通

本町は、南北に主要地方道諏訪白樺湖小諸線と県道芦田大屋停車場線が縦貫し、東西には国道 142 号と国道 254 号が横断しています。また、県道牛鹿望月線や県道立科小諸線と町道中原大深山線や町道外倉藤沢線などの幹線町道が連絡し合っています。地域間を結ぶ高速交通網の整備も進み、中部横断自動車道は 2018（平成 30）年 4 月に佐久南 IC から八千穂高原 IC までが開通しています。

長野県行政区画図

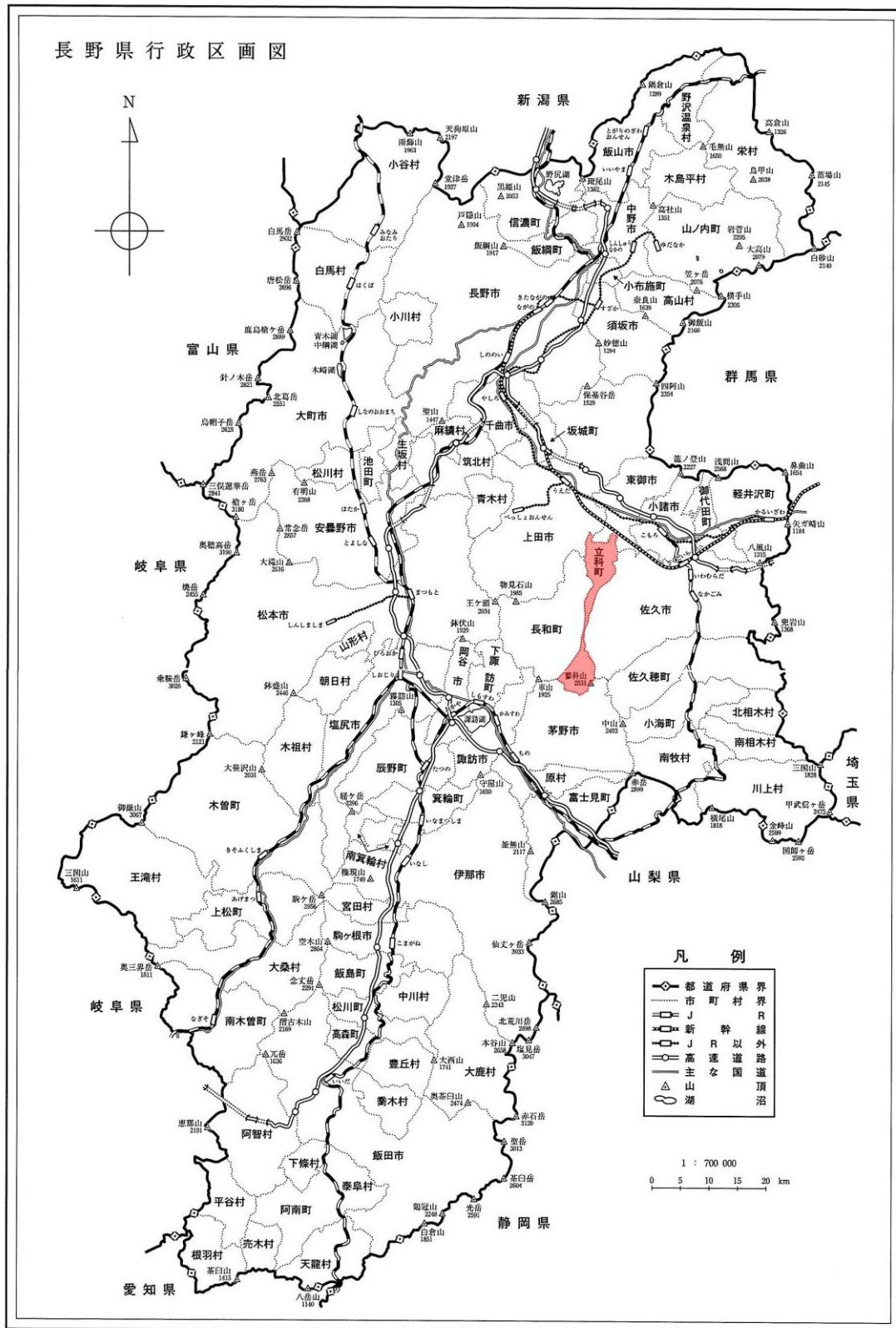


図 2-3 立科町の位置

第2項 気象

本町の2018（平成30）年の気温と降水量を表2-2及び図2-4に示します。本町の気温は、昼夜の温度差と季節の温度差が大きいのが特徴です。また、年間平均気温は11.3℃です。最高気温は7月で31.0℃、最低気温は2月で氷点下8.6℃となっています。降水量は、年間1,035mmと、雨の少ない長野県の中でも際立って少ないです。

表2-2 立科町の気温と降水量

	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	日最高気温	日最低気温	
1月	-1.9	3.6	-7.7	26.0
2月	-2.1	4.4	-8.6	11.0
3月	5.0	13.0	-2.0	94.0
4月	11.3	19.6	3.7	89.0
5月	15.6	22.7	9.0	142.0
6月	19.1	25.2	14.0	70.0
7月	24.5	31.0	19.5	174.0
8月	23.8	30.7	18.6	79.0
9月	18.3	23.4	14.5	270.5
10月	13.2	19.4	8.0	44.0
11月	7.1	14.0	0.8	11.0
12月	1.9	7.6	-3.6	24.5
年次	11.3	17.9	5.5	1,035.0

資料：気象庁ホームページ2018（平成30）年データ

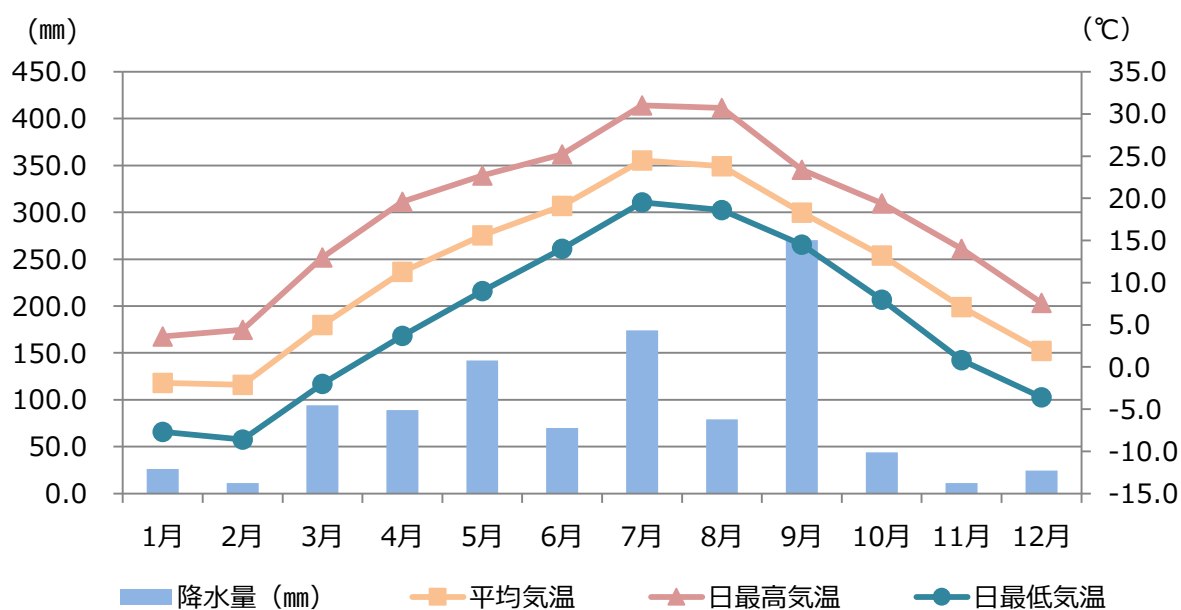


図2-4 立科町の気温と降水量

第3項 産業動向

本町の産業別事業所数と従業者数を表 2-3、表 2-4、図 2-5、図 2-6 に示します。事業所数、従業者数の 70%前後をサービス業などの第 3 次産業が占めています。

表 2-3 産業別事業所数

事業所数 (単位:事業所)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
平成21年度	14	119	336	469
平成26年度	11	99	288	398
平成28年度	11	96	264	371

表 2-4 産業別従業者数

従業者数 (単位:人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
平成21年度	135	1,059	2,113	3,307
平成26年度	148	959	2,059	3,166
平成28年度	128	963	1,967	3,058

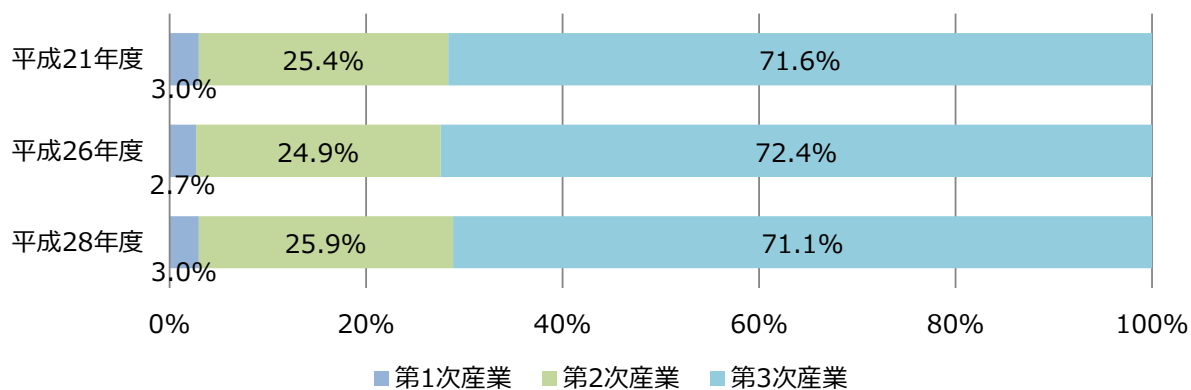


図 2-5 産業別事業所数

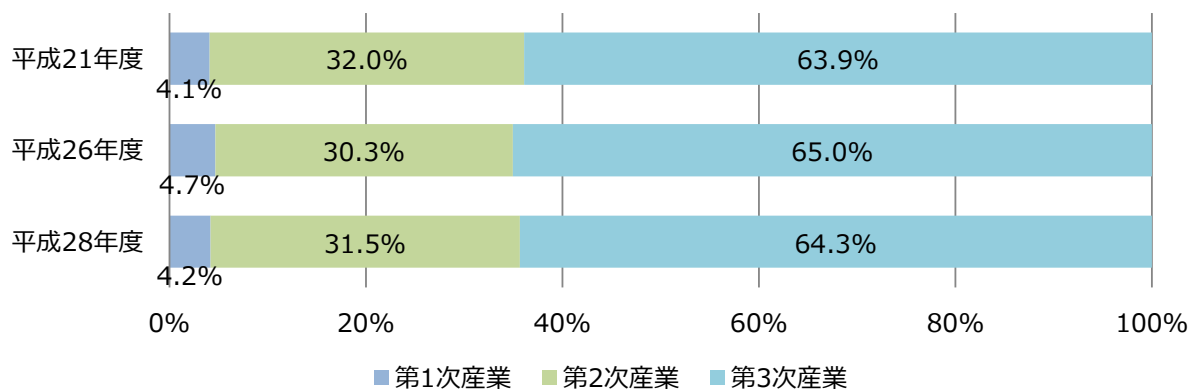


図 2-6 産業別従業者数

出典：経済センサス

第4項 土地利用状況

本町の土地の利用状況を表 2-5 及び図 2-7 に示します。本町の 4.3%が宅地です。また、森林が 51.3%を占めています。

表 2-5 土地利用

	総数	農用地	森林	原野	水路・河川等
土地利用 (km ²)	6,687	1,621	3,428	392	74
		道路	宅地	その他	
		223	287	662	

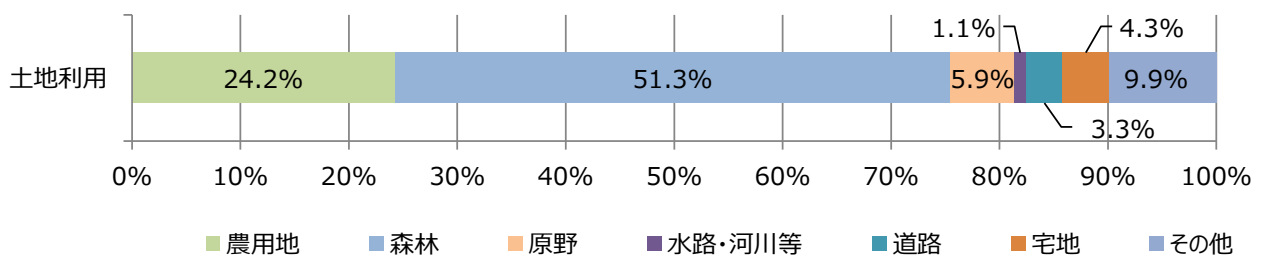


図 2-7 土地利用

出典：平成 28 年度立科町地域防災計画
(平成 29 年 1 月 1 日現在)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況及び実績

第1項 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

2018（平成30）年度における本町のごみ処理の流れを図3-1に示します。分別区分ごとに集められた、一般廃棄物（ごみ）は、川西保健衛生施設組合の焼却施設、不燃物処理施設及び粗大ごみ処理施設にて中間処理を行い、最終処分ごみの減量化と再資源化を実施しています。

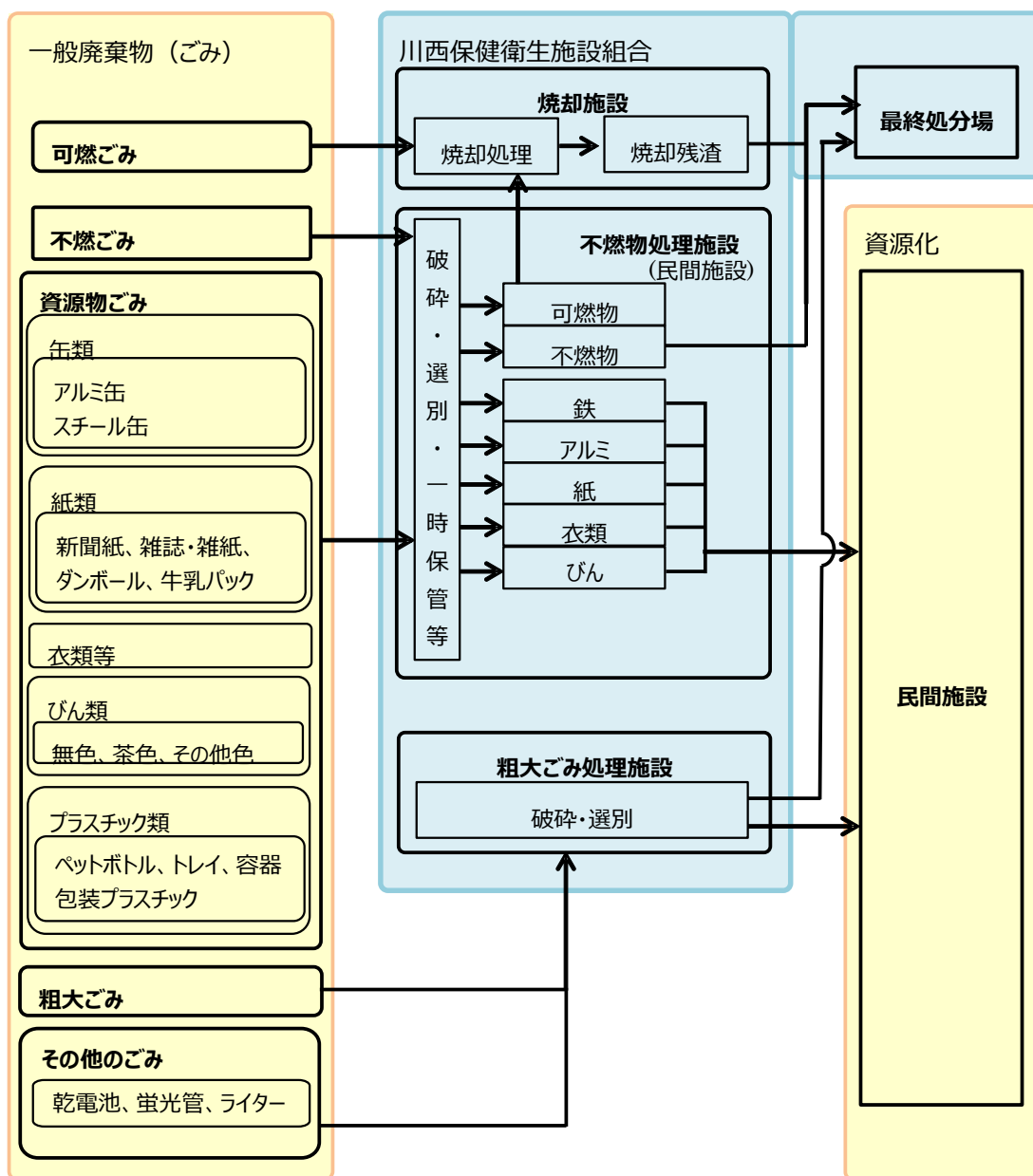


図 3-1 ごみ処理の流れ

2.ごみの分別区分

本町では、2018（平成 30）年度、現在、一般廃棄物（ごみ）は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「その他のごみ」の 5 種 19 分別を住民にお願いしています。なお、将来は「不燃ごみ」を「ガラス・陶磁器類」、「小型家電」、「金属類」、「水銀使用製品」の 4 分別に分け、5 種 22 分別にする予定です。

また、収集していないごみとして、バイク、スクーター、バッテリー、農機具、スプリング入りベット、タイヤ・ホイール（自動車やバイク等）、消火器、プロパンボンベ、建築廃材、流し台、浴槽、浄化槽、毒物・劇薬・農薬等危険物、塗料・シンナー・オイル類、ドラム缶、医薬品びん、注射器等は、買ったところに引き取ってもらうか処理専門業者に処分してもらうようお願いしています。

表 3-1 に本町の「ごみの分け方・出し方一覧表」を示します。表 3-2、表 3-3 に本町の「ごみの分別収集」、「排出方法」を示します。

表 3-1 ごみの分け方・出し方一覧表

資源ごみの分け方・出し方(容器類の分別マークに従ってください)

容器包装プラスチック類(マークのある物)			リサイクル用紙類(きれいな物)			缶類(飲食品用)		びん類(飲食品用)		衣類等
<p>ペットボトル</p> <p>1. 蓋をはずす 2. 中身をすすぐ 3. 汚れを拭く 4. 乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>ペットボトル コンテナ</p>	<p>洗剤ボトル・トレイ(白色のみ)</p> <p>1. 蓋をはずす 2. 中身をすすぐ 3. 汚れを拭く 4. 乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>洗剤ボトル コンテナ</p>	<p>食品包装プラスチック類</p> <p>1. 中身をすすぐ 2. 汚れを拭く 3. 乾燥させる 4. 資源物として出す</p> <p>食品包装プラスチック類 コンテナ</p>	<p>新聞紙</p> <p>1. 新聞紙、チラシを一枚一枚、紐等で縛って出す 2. 新聞紙以外の紙類は入れない 3. 新聞紙、チラシのみ 4. 資源物として出す</p> <p>雑誌・雑紙</p> <p>1. 雑誌、雑紙を一枚一枚、紐等で縛って出す 2. 雑誌以外の紙類は入れない 3. 雑誌のみ 4. 資源物として出す</p> <p>ダンボール</p> <p>1. 紐等で縛って出す 2. 紐で縛らない 3. 紐で縛る場合は、ダンボールは紐が通るように入れる 4. 資源物として出す</p> <p>新聞紙 コンテナ</p>	<p>牛乳パック</p> <p>1. 紐等で縛って出す 2. 紐で縛らない 3. 紐で縛る場合は、牛乳パックは紐が通るように入れる 4. 資源物として出す</p> <p>牛乳パック コンテナ</p>	<p>アルミ缶</p> <p>1. 中身をすすぐ 2. 乾燥させる 3. 資源物として出す</p> <p>アルミ コンテナ</p>	<p>スチール缶</p> <p>1. 中身をすすぐ 2. 乾燥させる 3. 資源物として出す</p> <p>スチール コンテナ</p>	<p>無色のびん</p> <p>1. 蓋をはずす 2. 中身をすすぐ 3. 汚れを拭く 4. 乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>茶色のびん</p> <p>1. 蓋をはずす 2. 中身をすすぐ 3. 汚れを拭く 4. 乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>その他色のびん</p> <p>1. 蓋をはずす 2. 中身をすすぐ 3. 汚れを拭く 4. 乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>びん類 コンテナ</p>	<p>衣類等</p> <p>1. 汚れを拭く 2. 乾燥させる 3. 資源物として出す</p> <p>衣類等 コンテナ</p>		

資源ごみ以外の分け方・出し方

可燃ごみ	ガラス・陶磁器類、金属類	小型家電	粗大ごみ	有害・危険ごみ	家電リサイクル
<p>可燃ごみ</p> <p>1. 生ごみ、汚れた紙、皮革、容器包装以外のプラスチック類 2. 生ごみは乾燥させて出す 3. 生ごみの乾燥方法は、新聞紙などで乾燥させる 4. 生ごみの乾燥方法は、新聞紙などで乾燥させる 5. 資源物として出す</p> <p>可燃ごみ指定袋 コンテナ</p>	<p>ガラス・陶磁器類</p> <p>1. 割れたガラス、陶磁器類は、新聞紙などで包んで出す 2. 資源物として出す</p> <p>金属類</p> <p>1. 資源物として出す 2. 資源物として出す 3. 資源物として出す</p> <p>ガラス・陶磁器類、金属類 コンテナ</p>	<p>小型家電</p> <p>1. アイロン 2. ドライヤー 3. 電気コード 4. 電卓 5. アダプター 6. 携帯電話 7. 電気ポット 8. 時計 9. リモコン等</p> <p>小型家電 コンテナ</p>	<p>粗大ごみ</p> <p>1. 1辺の長さ3.0m以内の家具類 2. 1辺の長さ3.0m以内の家具類 3. 1辺の長さ3.0m以内の家具類 4. 1辺の長さ3.0m以内の家具類</p> <p>粗大ごみ コンテナ</p>	<p>有害・危険ごみ</p> <p>1. 蛍光灯 2. 乾電池 3. ライター</p> <p>有害・危険ごみ コンテナ</p>	<p>家電リサイクル</p> <p>1. 冷蔵庫 2. エアコン 3. テレビ 4. 洗濯機 5. 乾燥機</p> <p>家電リサイクル コンテナ</p>

民間のリサイクルに協力しましょう!

びん類	トレイ	牛乳パック	さらなるリサイクルに向けて
<p>びん類</p> <p>1. びん類は、資源物として出す 2. びん類は、資源物として出す</p>	<p>トレイ</p> <p>1. トレイ類は、資源物として出す 2. トレイ類は、資源物として出す</p>	<p>牛乳パック</p> <p>1. 牛乳パックは、資源物として出す 2. 牛乳パックは、資源物として出す</p>	<p>さらなるリサイクルに向けて</p> <p>1. 資源物の分別 2. 資源物の分別 3. 資源物の分別</p>

ごみ処分場等へ個人が直接持込む場合

区分	受付時間	TEL	備考
南区	10時～17時	TEL 0267-53-4878 有線 0267-700	ガラス・陶磁器類、金属類、小家電、アルミ缶、スチール缶
西区	10時～17時	TEL 0267-53-4870 有線 0267-5705	粗大ごみ、乾電池、蛍光灯、ライター
東区	10時～17時	TEL 0267-53-4870 有線 0267-4235	資源物、新聞紙、ダンボール、牛乳パック、紙類等

ごみは分別し、カレンダーを確認して収集当日朝8時30分までに収集場所へ出して下さい

【お問合せ先】 立科町役場 町民課 TEL 0267-56-2311 有線 2311

表 3-2 ごみの分別収集

可燃ごみ		
不燃ごみ		
資源ごみ	缶類	アルミ缶
		スチール缶
	紙類	新聞
		雑誌・雑紙
		ダンボール
		牛乳パック
	衣類等	
	びん類	無色
		茶色
		その他色
プラスチック類	ペットボトル	
	トレイ	
	容器包装プラスチック	
粗大ごみ		
その他のごみ	乾電池	
	蛍光管	
	ライター	

表 3-3 排出方法

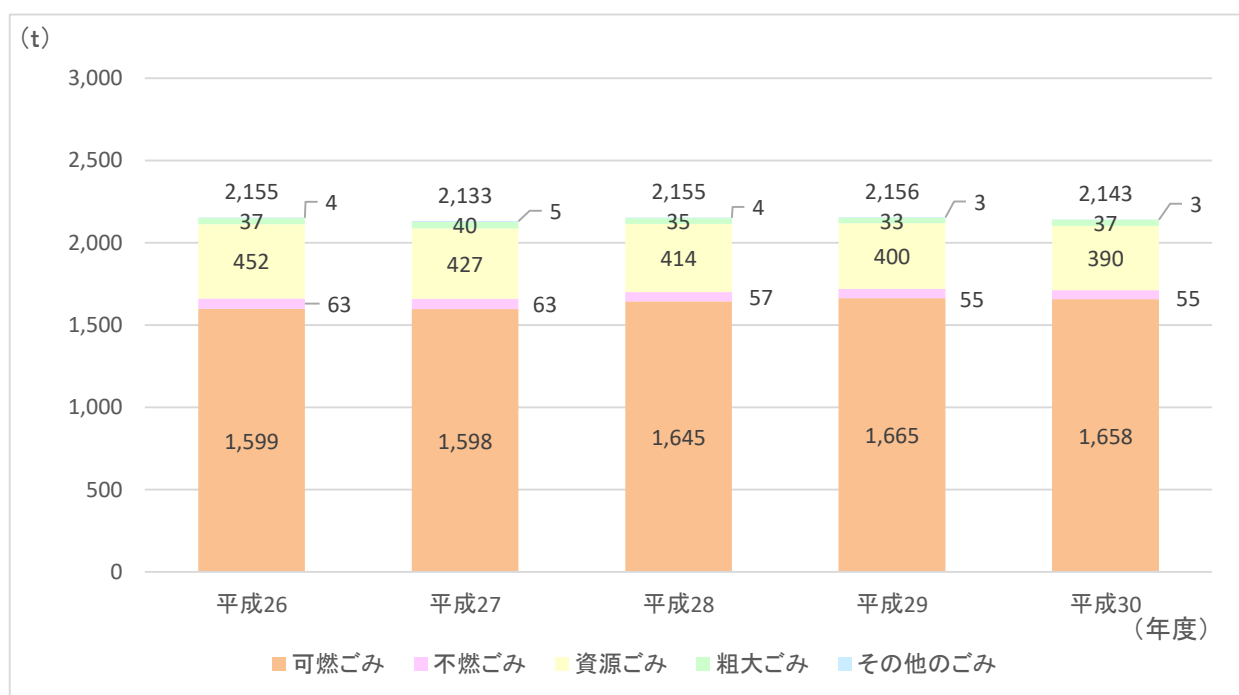
分別区分	排出容器	収集回数	収集場所	
可燃ごみ	指定袋	2回/週	集積所	
不燃ごみ	指定袋	1回/月	集積所	
資源ごみ	缶類	—	1回/月	集積所
	びん類	—	1回/月	集積所
	紙類	—	1回/月	集積所
	プラスチック類	指定袋	1回/週	集積所
	衣類	—	4回/年	集積所
	粗大ごみ	—	4回/年	その他
	ライター	—	4回/年	集積所
	乾電池	—	4回/年	集積所
	蛍光管	—	4回/年	集積所

3. ごみ処理実績

1) 種類別排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の実績を図3-2に示します。

年間のごみ排出量は、ほぼ横ばい傾向にあります。種類別に見ると可燃ごみが約8割を占めています。ごみ排出量に占める各排出量の割合は、ほとんど変動していません。2018(平成30)年度では、可燃ごみ77.4%、不燃ごみ2.6%、資源ごみ18.2%、粗大ごみ1.7%、その他のごみ0.1%となっています。



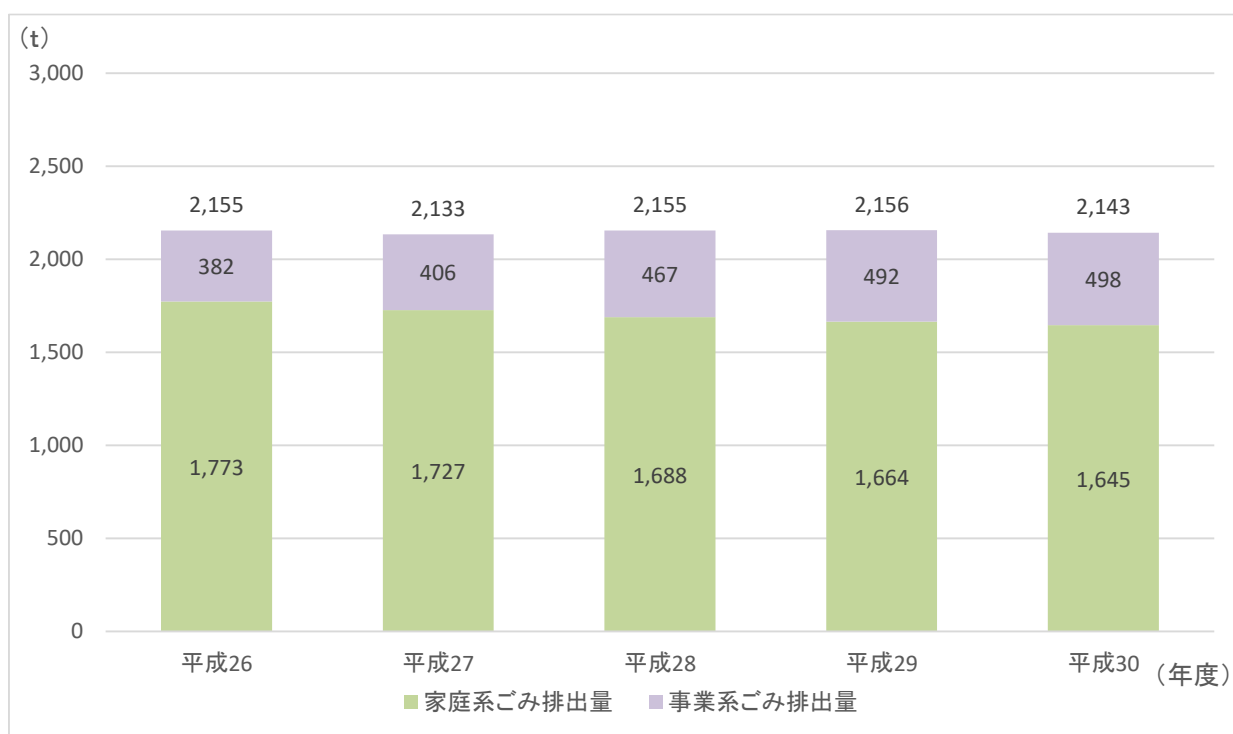
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-2 種類別排出量の推移

2) 排出形態別排出量の推移

排出形態別排出量の推移を図 3-3 に示します。

2014（平成 26）年度からの推移を見ますと、総排出量は横ばい傾向で、家庭系ごみは減少傾向にあり、事業系ごみは増加傾向にあります。全体に占める割合では、2018（平成 30）年度で、家庭系ごみ 76.8%、事業系ごみ 23.2%となっています。

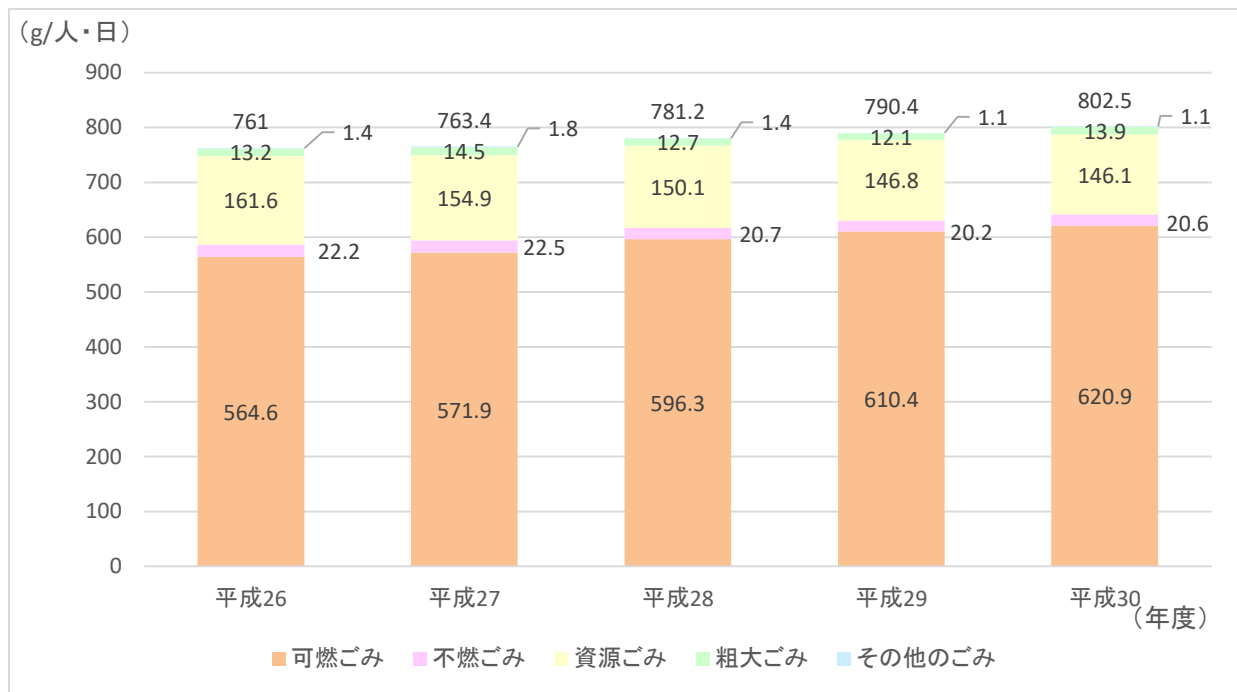


※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-3 排出形態別排出量の推移

3) 一人一日当たりの総排出量の推移

一人一日当たりの排出量の推移を図 3-4 に示します。家庭系と事業系を合わせた可燃ごみは、増加傾向を示しています。他の項目が横ばい傾向であることから、2014（平成 26）年度以降やや増加傾向で推移しています。



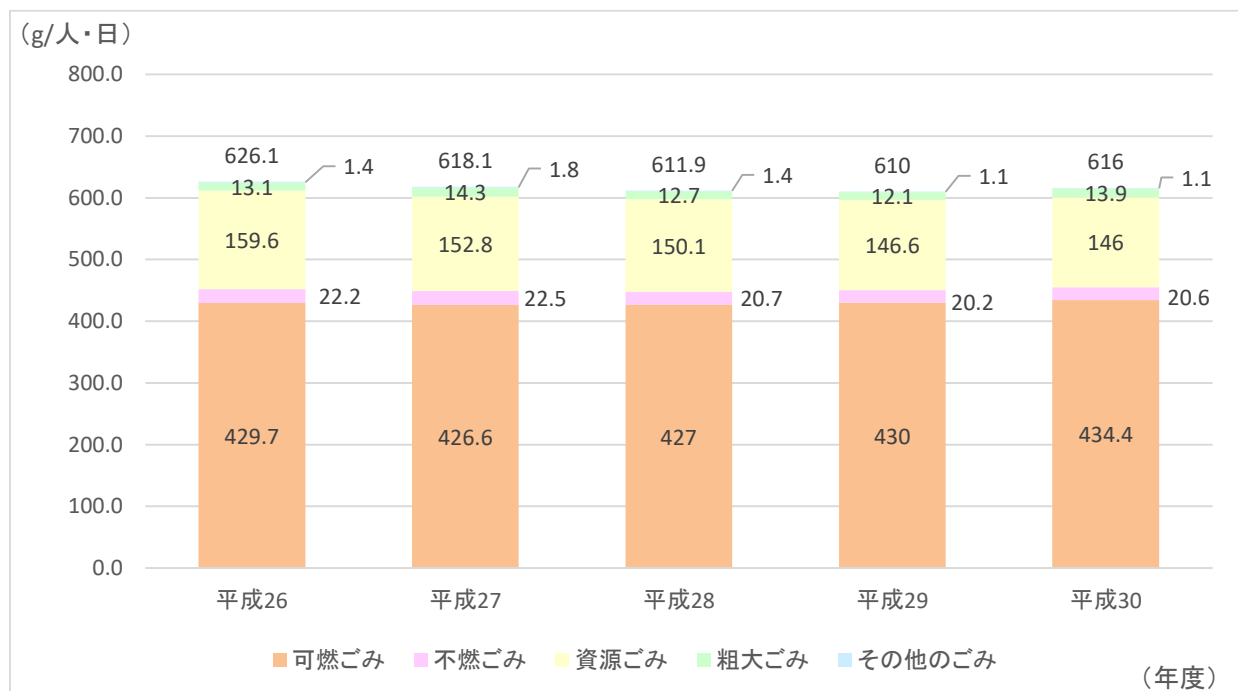
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-4 一人一日当たりの総排出量の推移

4) 一人一日当たり家庭系ごみ排出量の推移

一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図 3-5 に示します。

2014（平成 26）年度から 2017（平成 29）年度までやや減少傾向でしたが、2018（平成 30）年度は可燃ごみの増加に伴い若干増加しています。一方、資源ごみは 2014（平成 26 年度）以降やや減少傾向を示しています。2018（平成 30）年度では可燃ごみが排出量の 70.5%、不燃ごみが 3.3%、資源ごみが 23.7%、粗大ごみが 2.3%、その他のごみが 0.2%を占めています。



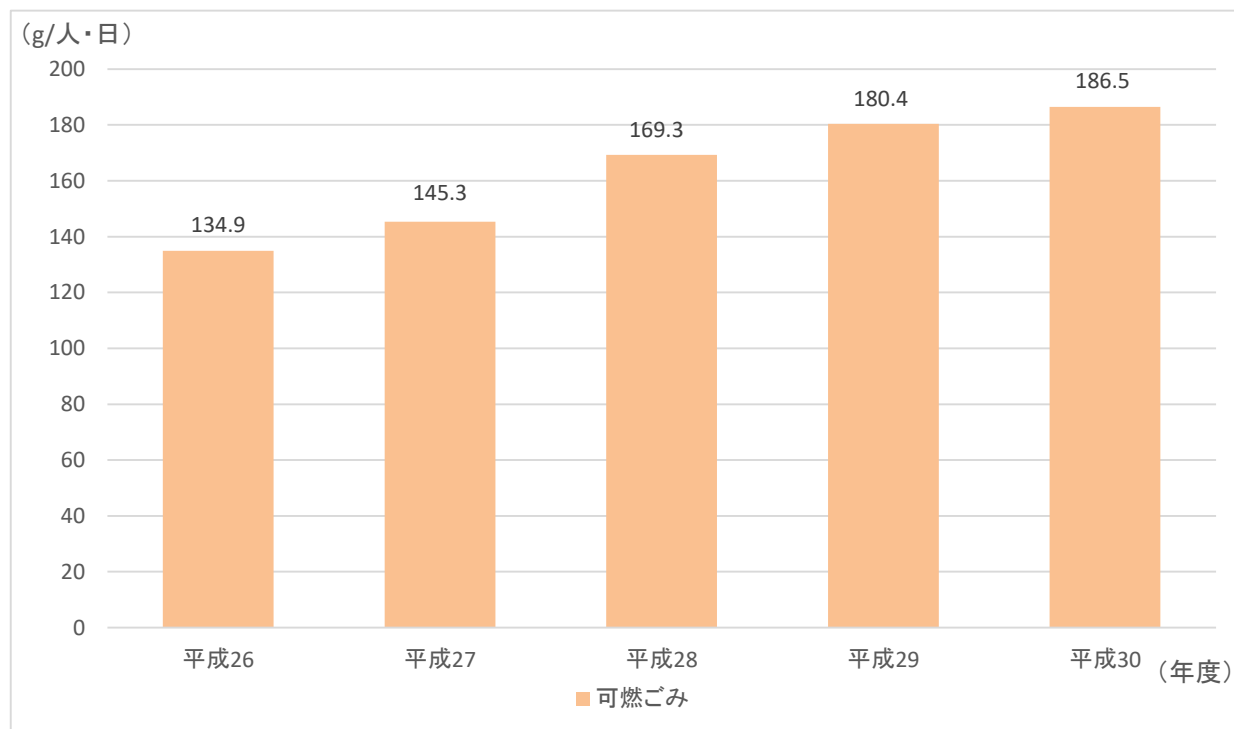
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-5 一人一日当たり家庭系ごみ排出量の推移

5) 一人一日当たり事業系ごみ排出量の推移

事業所から排出された一人一日当たりの事業系ごみ排出量の推移を図 3-6 に示します。

事業系ごみは、可燃ごみだけですが、2014（平成 26）年度以降年々増加傾向で推移しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-6 一人一日当たり事業系ごみ排出量の推移

6) 資源化の推移

本町での資源化量とリサイクル率を図 3-7 に示します。

資源化されているものは、分別収集された資源ごみ、粗大ごみから分別された資源物、川西保健衛生組合の焼却施設からの焼却灰のセメント原料化があります。リサイクル率は 2018（平成 30）年度で 20.5%となっています。

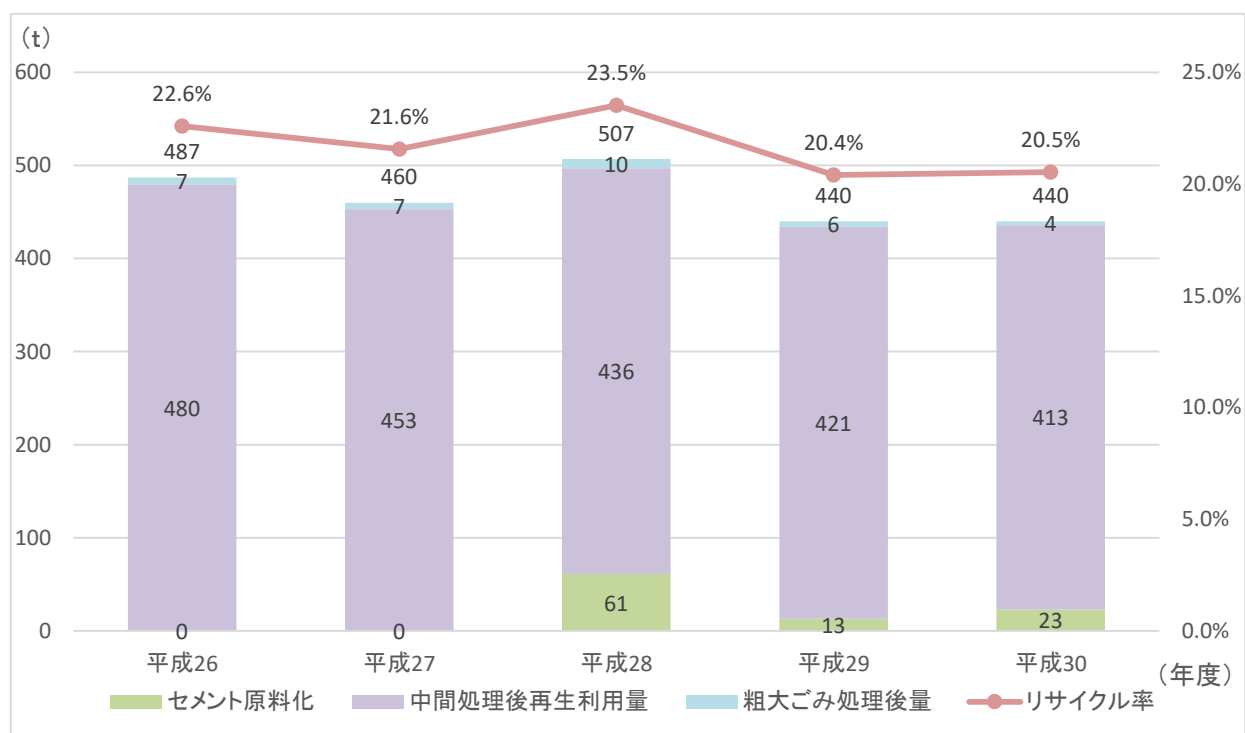


図 3-7 資源化量とリサイクル率

7) 最終処分量の推移

本町での最終処分量と最終処分率を図 3-8 に示します。

最終処分量は、2016（平成 28）年度以外、年間 200t 前後でほぼ横ばいとなっています。最終処分率は概ね 10%前後で推移しています。2016（平成 28）年度 of 最終処分量が少ない理由は、焼却灰のセメント原料化量が 61 t /年と資源化量が高いためです。

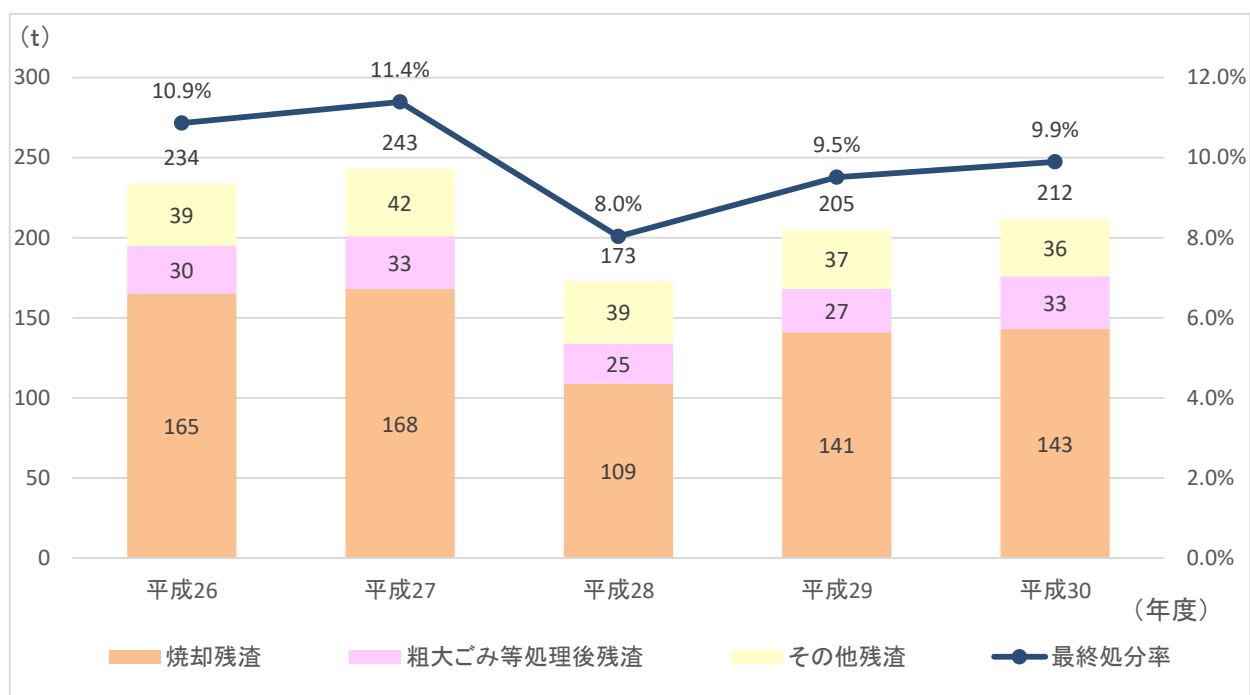


図 3-8 最終処分量と最終処分率の推移

4. ごみの性状

1) 可燃ごみの組成の推移

可燃ごみの組成の推移を表 3-4、図 3-9 に示します。

採取年度によりばらつきはありますが、紙類の割合は増加傾向にあり 50%以上を占めており、厨芥類の割合が概ね減少傾向にあります。他の項目に関しては、あまり大きく変わっていません。

2018（平成 30）年度では、紙類が 58.9%、厨芥類が 22.7%、ビニール・合成樹脂類が 8.1%を占めています。

表 3-4 可燃ごみの組成の推移

年度 項目	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
紙類	47.8	44.8	50.4	53.9	58.9
厨芥類	34.9	45.8	37.6	24.0	22.7
布類	2.8	0.8	2.4	6.4	3.3
木・竹・わら類	1.4	1.7	1.4	2.7	5.8
ビニール・合成樹脂類	11.0	5.5	6.7	9.8	8.1
ゴム・皮革類	0.0	0.0	0.1	0.3	0.2
不燃物類	2.2	1.4	1.5	0.3	0.9
その他	0.0	0.0	0.0	2.8	0.1

小数点第一位を四捨五入しているため合計が 100 にならないところがあります。

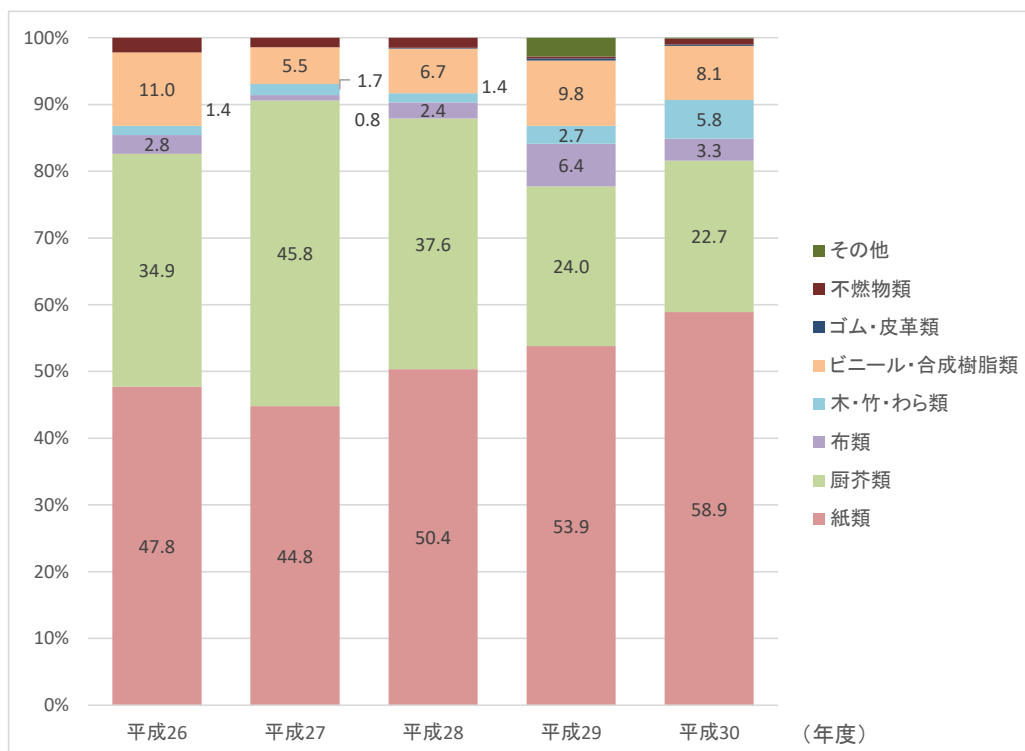


図 3-9 可燃ごみの組成の推移

2) 可燃ごみの三成分

可燃ごみの三成分分析値の推移、単位容積重量と低位発熱量の推移を図 3-10、図 3-11 に示します。

水分、灰分、可燃分の割合は、大きく変化していません。単位容積重量や低位発熱量も 2017 (平成 29) 年度を除くと大きく変化していません。

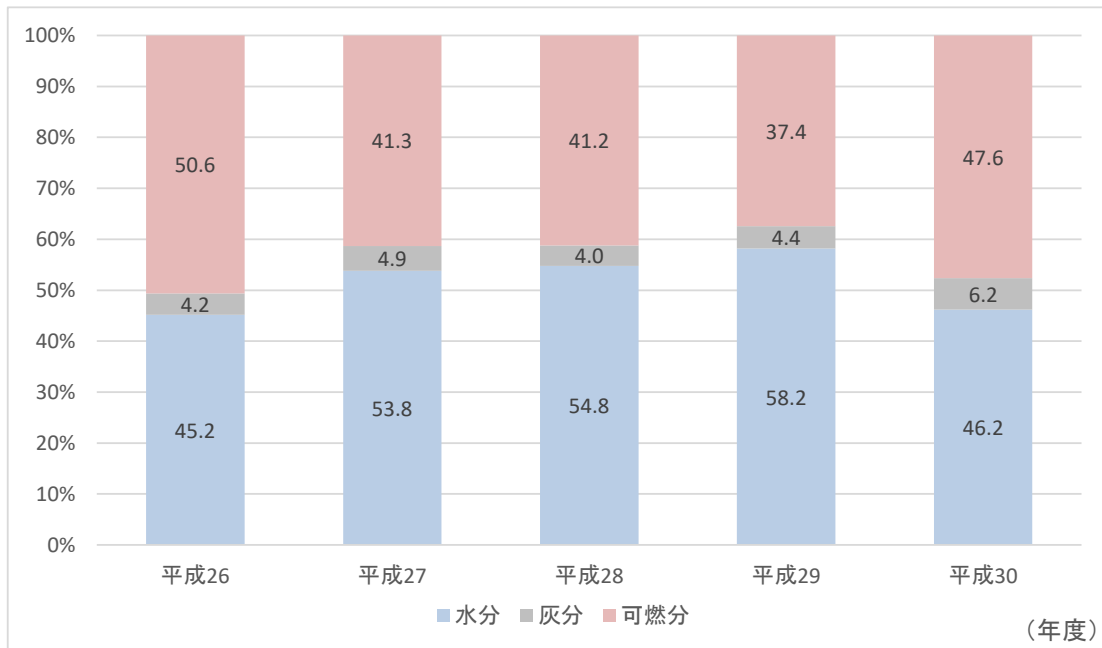


図 3-10 可燃ごみの三成分分析

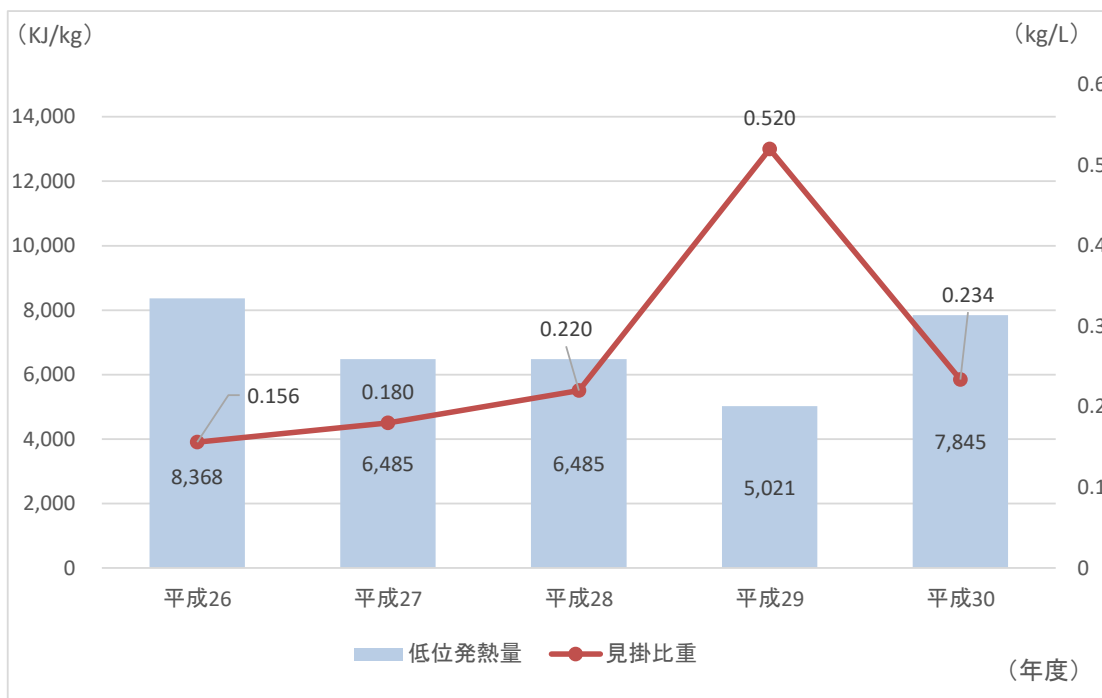


図 3-11 単位容積重量と低位発熱量

第2項 ごみ処理の体制

1. 家庭系ごみの処理体制

本町では家庭からのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみ）は集積所収集にて、直営による収集運搬としています。

表 3-5 に本町の収集車両のリストを示します。

表 3-5 収集車両リスト

車体の形状 乗車定員	初年度登録	最大積載量	車両重量 車両総重量	型式 総排気量
塵芥車 2人	平成25年 7月23日	2,400kg	5,460kg 7,970kg	T K G-F R R 90 S 2 5.19ℓ
塵芥車 3人	平成23年 12月20日	3,150kg	4,680kg 7,995kg	N04C-UQ 4.009ℓ
塵芥車 3人	平成27年 3月17日	2,650kg	4,680kg 7,495kg	T P G-N P S 85 A N 2.99ℓ
キャブ・オーバ 2人	平成16年 3月30日	3,850kg	4,010kg 7,970kg	KK-FC1JJEA 7.96ℓ
ダンプ 3人	平成22年 7月28日	2,000kg	3,150kg 5,315kg	BDG-XZU368D 4.00ℓ
キャブ・オーバ 2人	平成29年 4月24日	800kg	1,690kg 2,600kg	DBF-SLP2L 1.79ℓ

2. 事業系ごみの処理体制

事業系(一般廃棄物)ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。その他、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬となります。

第3項 中間処理の現状

1. 中間処理の状況

中間処理の状況を表 3-6 に示します。

分別収集された可燃ごみは、2018（平成 30）年度まで川西保健衛生施設組合・川西清掃センター焼却施設にて焼却処理しています。2020（令和 2）年 12 月からは、新施設の佐久市・北佐久郡環境施設組合・（仮称）新クリーンセンターにて可燃ごみを焼却処理する予定です。

表 3-6 中間処理の状況

分別区分		中間処理の概要	
可燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・2019（平成 31）年 3 月まで川西清掃センター焼却施設で焼却処理。 ・2019（平成 31）年 4 月～2020（令和 2）年 11 月まで民間にて焼却処理。 ・2020（令和 2）年 12 月から（仮称）新クリーンセンターにて焼却処理。 	
不燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみは、川西清掃センター不燃ごみ処理施設にて、「ガラス・陶器類」、「小型家電」、「金属類」に分別され、「ガラス、陶器類」のみ最終処分場にて最終処分、その他については、分別された後に民間業者に、「小型家電」は処理委託、「金属類」は売却。 	
資源ごみ	缶類	アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> ・「アルミ缶」及び「スチール缶」は川西清掃センター内にて、分別を行い、民間業者に売却。 ・「紙類」は直接、民間業者に搬入し、売却。 ・「その他」については直接、民間業者に搬入し、処理委託。
		スチール缶	
	紙類	新聞紙	
		雑誌・雑紙	
		ダンボール	
		牛乳パック	
	衣類		
	びん類	無色	
		茶色	
		その他の色	
プラスチック類	ペットボトル		
	トレイ		
	容器包装プラスチック		
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・川西清掃センター粗大ごみ処理施設にて破碎後分別処分。 	
その他のごみ	乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・川西清掃センター粗大ごみ処理施設にて分別後、川西一般廃棄物最終処分場にて最終処分。 	
	蛍光管		
	ライター		

2. 中間処理施設

1) 焼却施設

川西保健衛生施設組合が所有する焼却施設の概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 焼却施設の概要

施設名	川西清掃センター	
設置者	川西保健衛生施設組合	
所在地	長野県佐久市望月 2114 番地 4	
竣工	昭和 56 年 12 月	
形式	機械化バッチ燃焼方式（ストーカ炉）	
能力	20t/日（10t/8h×2 炉）	
設備概要	受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	機械化バッチ燃焼式（ストーカ炉）
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理方式	有害ガス除去+バグフィルタ
	排水処理方式	クローズドシステム方式
	通風方式	平衡通風式
	灰出設備	主灰 灰バンカ方式 飛灰 薬剤処理方式

2) 不燃物処理施設

川西保健衛生施設組合が所有する不燃物処理施設の概要を表 3-8 に示します。

表 3-8 不燃物処理施設の概要

施設名	川西清掃センター 不燃物処理施設
設置者	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月 2114 番地 4
処理能力	金属プレス機 8t/日 ガラス破碎機 8t/日

3) 粗大ごみ処理施設

川西保健衛生施設組合が所有する粗大ごみ処理施設の概要を表 3-9 に示します。

表 3-9 粗大ごみ施設の概要

施設名	川西清掃センター 粗大ごみ処理施設
設置者	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月 2179 番地 18
処理能力	破砕機 3t/日

4) 最終処分場

川西保健衛生施設組合が所有する最終処分場の概要を表 3-10 に示します。

表 3-10 不燃物処理施設の概要

施設名	川西一般廃棄物最終処分場
設置者	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月 2179 番地 18 他
設置年月	平成 5 年 3 月
埋立面積	23,950m ²
埋立容量	39,000m ³
年間埋立量	568t/年
残余容量	2,609m ³ (平成 31 年 3 月現在)
埋立対象物	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、焼却残渣 (飛灰)、破砕ごみ処理残渣、粗大ごみ

5) (仮称) 新クリーンセンター

2020(令和 2 年)12 月から稼働予定の (仮称) 新クリーンセンターの概要を表 3-11 に示します。

表 3-11 (仮称) 新クリーンセンターの概要

施設名	(仮称) 新クリーンセンター
設置者	佐久市・北佐久郡環境施設組合
所在地	長野県佐久市上平尾 2033 番地他
竣工 (予定)	令和 2 年 11 月
形式	ストーカ式焼却炉
能力	110 t/日 (55 t/日×2 炉)

第4項 ごみ処理経費の推移

ごみ処理に係る経費の状況を表3-12、図3-12に示します。

2018（平成30）年度にて1人当たり経費は約15,000円/年、1t当たり経費は約52,000円であり、2014（平成26）年度から増加傾向にあります。

表3-12 処理経費の推移

区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
組合分担金 (千円)	80,714	77,600	76,755	88,516	94,879
人件費 (千円)	8,730	8,763	10,295	11,036	11,837
収集運搬費 (千円)	1,228	1,065	1,256	915	498
中間処理費 (千円)	4,244	3,743	5,863	4,828	5,021
車両購入費・その他 (千円)	9,150	0	7,205	0	0
合計 (千円)	104,066	91,171	101,374	105,295	112,235
1人当たりの処理経費 (円)	13,577	12,101	12,418	14,103	15,343
1t当たりの処理経費 (円)	48,290	42,743	47,041	48,838	52,373

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果、立科町

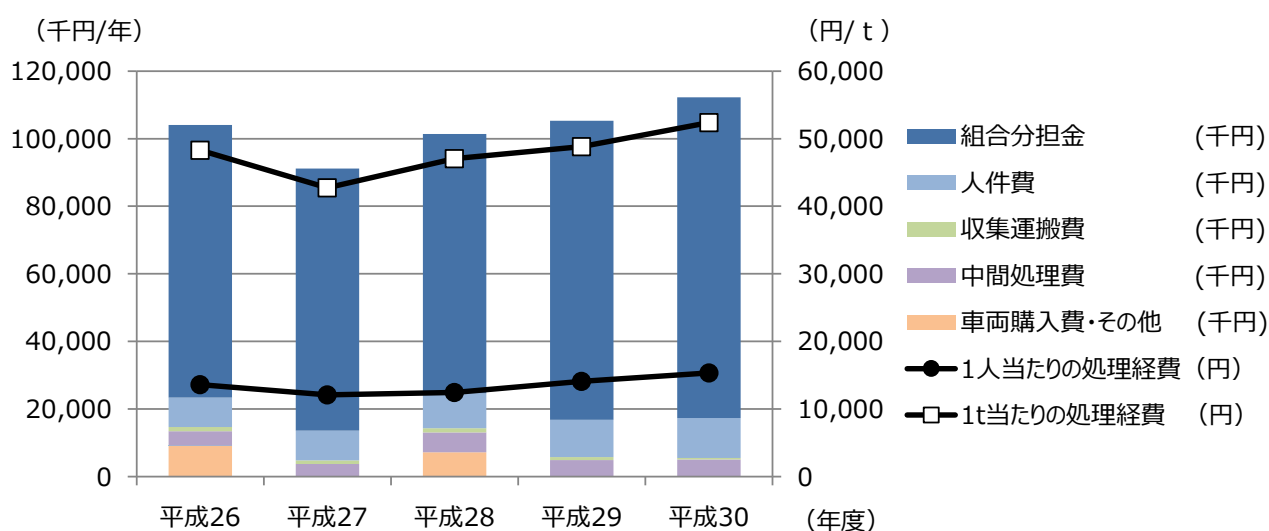


図3-12 処理経費の推移

第2節 ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、本町の状況を類似規模市町村と比較した結果を図 3-13 に示します。

結果は指数で表示し、平均値の 100 より大きいほど良好な結果を示しています。本町では、全ての項目において類似市町村 112 の平均より良い結果でした。

数値は、表 3-13 に示します。

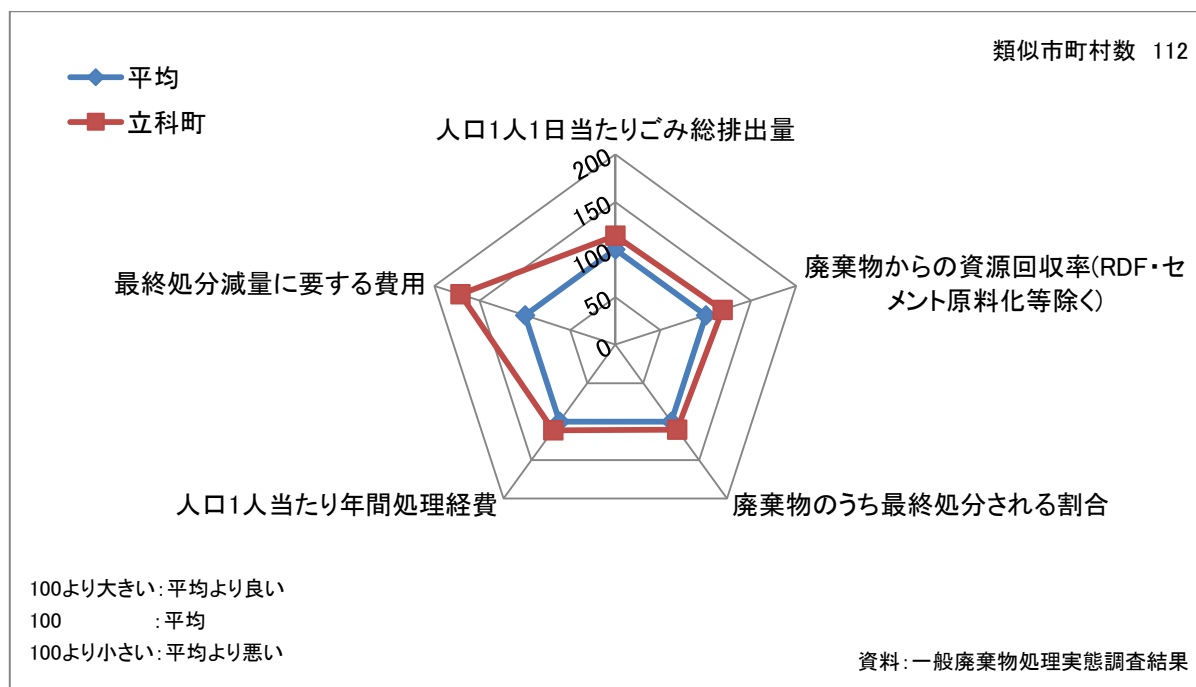


図 3-13 本町と類似市町村との比較結果

表 3-13 類似市町村との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (kg)	廃棄物のうち最終処分される割合 (kg)	人口一人当たり 年間処理経費 (円)	最終処分減量 に要する費用 (円)
平均	924	167	106	16,570	180,624
立科町	790	198	95	14,707	52,097
指数値	114.5	118.6	110.4	111.2	171.2
指数の見方	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源回収率は高くなる	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

※最終処分減量に要する費用 = (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

第3節 現行目標の達成状況及び評価

第1項 2018（平成30）年度目標達成状況

2015（平成27）年度に策定した前計画で定めた2019（令和1）年度の目標値に対する達成状況については、表3-14に示します。

表3-14 平成30年度目標達成状況

項目	単位	初年度	－	前期目標年度	中期目標年度	長期目標年度	評価
		2015 （平成27）年度	2018 （平成30）年度	2019 （令和1）年度	2024 （令和6）年度	2029 （令和11）年度	
ごみ総排出量	t/年	2,133	2,143	2,041	1,945	1,854	△
リサイクル率	%	21.6	20.5	23以上			△
最終処分率	%	11.4	9.9	10以下			○

※○：2019（令和1）年度の目標値に対して100%以上の達成率、△：2019（令和1）年度の目標値に対して80%以上の達成率、×：2019（令和1）年度の目標値に対して80%未満の達成率

第2項 施策の実施状況、課題、今後の方針

2015（平成27）年に策定した前計画で定めた基本施策である「3R推進計画」、「ごみ処理計画」における、前期計画期間の実施状況、課題及び今後の方針を表3-15に示します。

表3-15 前期計画期間の施策の実施状況等

番号	項目	取り組み内容
1	3R推進計画	
1)	住民・事業者・行政間の連携の充実	①情報提供の充実
		実施状況 ごみの減量化への取り組みのためには、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、協力し合ってライフスタイルを見直していくことが大切であり、さらに、情報の共有も大切なことから、従来の環境衛生カレンダー、広報誌等の活用だけでなく、出前講座の開催や役場等人の多く集まる場所での掲示、転入者や別荘地入居者へのごみの排出・分別方法の説明等積極的な情報提供を行っています。
		課題 分別が進んでいるものの、2018（平成30）年度の可燃ごみの組成割合で紙類は58.9%となっており、可燃ごみが1,658tであることから、紙は977tになります。紙の資源化を促進するため、住民に対する分別の意識付けのための啓発活動の徹底が求められています。また、可燃ごみの中には、資源ごみとして分別するものや不燃ごみなどが混入しています。なかには別荘利用者が分別ルールを把握しないままごみを排出しているケースもあります。不適物の混入は、可燃ごみの収集や処理を進める上でも支障をきたすため、分別ルールの周知または、抜本的な排出形態の見直しが必要です。
		今後の方針 様々な各種の行事において積極的に分かり易く環境関連情報を提供します。また、広報誌やホームページ、SNSなどあらゆる広告媒体を活用して環境関連情報を提供します。 【基Ⅱ-(1)】※
		②環境教育の実施
		実施状況 ごみ問題や環境に関する理解を深めてもらうため、学校、事業所、分館等の各種団体での環境教育を積極的に実施しています。
		課題 住民・事業者の認知度が低く、内容の充実や分かり易い情報を提供する必要があります。
		今後の方針 ごみ問題・環境問題に取り組む必要性について具体的な取り組み方法の理解が深まるよう、様々な対象者の要望・理解度に合わせてプログラムの作成を検討します。 【基Ⅱ-(3)】※

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
1 3R 推進計画		
2)	発生・排出抑制（リデュース）の推進	<p>①過剰包装の抑制 ②長期使用の促進 ③ごみとなるものを買わない、受取らない ④生ごみ堆肥化の促進</p> <p>実施状況 住民・事業者に対して以下の施策を重点的に推進実施しています。</p> <p>①過剰包装の抑制 広報を通じ、マイバックの利用の呼びかけや、詰め替え容器の入った製品・簡易包装の製品の購入を推進しました。</p> <p>②長期使用の促進 広報を通じ、フリーマーケットの利用を呼びかけ、不要品の再使用の推進をしました。</p> <p>③ごみとなるものを買わない、受取らない 広報を通じ、リターナブル容器に入った製品の購入を推進し、使い終わった時にはリユースに出すことの呼びかけを行いました。</p> <p>④生ごみ堆肥化の推進 家庭用生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度を設けており、広報誌等を通じ、周知に努めています。</p> <p>課題 本町の人口一人一日当たりのごみ排出量は、類似市町村及び長野県内の平均と比較して低い数値にありますが、2014（平成 26）年度から増加傾向にあります。一方、ごみ排出量は人口減の影響で、ほぼ横ばい傾向です。</p> <p><一人一日当たり排出量 一般廃棄物処理事業実態調査（2017（平成 29）年度）結果> 国：920g/人・日、長野県：817g/人・日、立科町：790g/人・日 <立科町の総排出量> H27：763 g/人・日、H28：781 g/人・日、H29：790 g/人・日 H30：803 g/人・日</p> <p>今後の方針 既に可燃ごみ等の一部有料化を実施していますが、ごみ排出量の減少量が鈍化しています。ごみの排出抑制と減量化の意識啓発のため、さらに経済的手法の導入について検討する必要があります。また、ライフサイクル全体での資源循環を推進する必要があります。</p> <p>ごみとなるものを買わない、受取らないでは、購入の際に、詰め替え可能な商品を選択し、箸、スプーン等家庭にあるものは受取らないよう努めます。</p> <p>また、家庭では、エコクッキング（生ごみの発生を抑えた調理法）、食べ残さない、水切りの徹底等を実施し、事業所でも原材料ロスの削減、売れ残りの削減、メニュー・分量の合理化等を検討することにより生ごみ発生の抑制を目指します。</p> <p>【基 I - (1),(2),(3),(5)】※</p>

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
1 3R 推進計画		
2)	発生・排出抑制（リデュース）の推進	<p style="text-align: center;">⑤環境に優しい事業活動の推進</p> <p>実施状況 食品を扱う事業者が集まる集会等において、生ごみの減量化の促進を呼びかけました。</p> <p>課題 事業系ごみは過去 5 年間で約 100 t 以上増加しています。事業者自らによる減量化・再資源化の努力が必要です。</p> <p>今後の方針 多量の一般廃棄物排出事業者については、「一般廃棄物減量化計画書の提出」、「廃棄物管理責任者の設置」を求めることを検討します。また、環境マネジメントシステム（EMS）関連の取得等の支援の導入を指導します。 【基Ⅰ－(6),(7)、基Ⅲ－(3)】※</p>
3)	再使用（リユース）の推進	<p style="text-align: center;">①環境フェアやフリーマーケットの推進 ②民間施設の活用の推進</p> <p>実施状況 リユースとは一度使用された「もの」を再び使用することであり、形状をそのまま使用するため、リサイクルに比べ新たなエネルギー消費や資源の投入が少ないものです。以下の施策を重点的に実施しています。</p> <p>①環境フェアやフリーマーケットの推進 本町においては、環境イベントとして「たてしな風の子環境フェア」を実施しています。</p> <p>②民間施設の活用の推進 民間施設でのリユースを促進するため、環境衛生カレンダーや広報誌、ホームページ等を通じて住民に周知しています。</p> <p>課題 「再使用」以外にも「丁寧に」、「大切に」、「繰り返し」等の呼びかけが必要です。</p> <p>今後の方針 本町における資源物収集量や再利用状況等の情報収集、提供に努めます。 【基Ⅰ－(8),(9)】※</p>

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
1 3R 推進計画		
4)	リサイクルの推進	<p>①排出時の指導 ②生ごみの堆肥化 ③容器包装プラスチックの資源化 ④古紙、古布類及び衣類等の資源化 ⑤中間処理物の資源化 ⑥不燃ごみ・粗大ごみ残渣からの資源回収 ⑦熱回収</p> <p>実施状況</p> <p>リサイクルについては、以下の施策を重点的に実施しています。</p> <p>①排出時の指導 排出時の分別方法の指導を立科町環境衛生カレンダー等により行っています。</p> <p>②生ごみの堆肥化 家庭用生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度を設けており、広報誌等を通じ、周知に努めています。</p> <p>③容器包装プラスチックの資源化 資源化の促進を推進するため、住民、事業者の排出において、分別区分の徹底を進めています。また、スーパー等が店頭回収している容器包装プラスチックを積極的に活用して、資源化を図っています。</p> <p>④古紙、古布類及び衣類等の資源化 古紙の資源化のため、収集方法等の見直しを行い、書類のペーパーレス化、再生紙の積極的利用、封筒の再利用並びに行政機関等から排出される機密文書の資源化を推進しています。また、サイズが合わなくなったり飽きてしまった衣類は人に譲ったり、フリーマーケットに出品するよう呼び掛けています。さらに、民間施設等と協力連携して、再使用・再生利用ルートの確立を図っています。</p> <p>⑤中間処理物の資源化 川西保健衛生施設組合において、焼却灰のセメント化を行いました。</p> <p>⑥不燃ごみ・粗大ごみ残渣からの資源回収 不燃物処理施設や粗大ごみ処理施設において破碎後、鉄やアルミ等の資源化可能なものについては回収しリサイクルルートに乗せています。</p> <p>⑦熱回収 特に施策の実施はありません。</p> <p>課題</p> <p>資源化率（リサイクル率）が過去5年において、減少傾向にあります。 <資源化率 一般廃棄物処理事業実態調査（2017（平成29）年度）結果> 国：20.2%、長野県：21.2%、立科町：20.4%</p> <p>今後の方針</p> <p>更なる、分別の徹底による資源ごみの回収を増やし、ライフサイクル全体での資源回収が必要です。また、ごみ焼却においては、2020（令和2）年12月稼働予定の（仮称）新クリーンセンターから排出される焼却灰のセメント原料化による資源化並びに効率的な熱回収を行う予定です。</p> <p>【基Ⅰ-(4),(5),(9)、基Ⅱ-(2),(5),(6)】※</p>

番号	項目	取り組み内容
2 ごみ処理計画		
1)	収集運搬計画	<p>①収集運搬体制 ②効率的な収集運搬体制の構築 ③ごみ集積所の維持管理</p> <p>実施状況</p> <p>収集運搬計画は以下の施策を重点的に実施しています。</p> <p>①収集運搬体制 本町の収集運搬作業は、直営により行われており、この収集運搬体制を維持し、安全性の向上、衛生面の確保を図っています。今後も、省エネルギー等環境にやさしい収集運搬作業を促進していきます。</p> <p>②効率的な収集運搬体制の構築 ごみの排出量の変化に応じ、資源回収や不燃ごみの適正な収集回数等を検討し、適正化を図っています。</p> <p>③ごみ集積所の維持管理 ごみ集積所ごとに維持管理がされていますが、生活スタイルの多様化、コミュニティ意識やモラルの低下に伴い、排出違反等が発生しています。 このため、分館等に対して維持管理に関する協力をお願いし、環境衛生指導員会議等により啓発を図っています。</p> <p>課題</p> <p>排出困難家庭への対応については、福祉施策との調整を必要としています。また、医療系の感染性廃棄物は、県や医師会・病院側と連携し、在宅医療廃棄物を含めて、適正に回収・処理されるシステム構築が必要です。</p> <p>今後の方針</p> <p>ごみの収集に際して適正管理を図るとともに、収集運搬の効率化や減量化・資源化施策に基づく収集を目指すことが必要です。</p> <p>【基Ⅱ-(4)、基Ⅲ-(1)】※</p>

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
2 ごみ処理計画		
2)	中間処理計画	<p>①広域ごみ処理施設の整備 ②中間処理物の有効利用</p> <p>実施状況</p> <p>①広域ごみ処理施設の整備 可燃ごみにつきまして、2019（平成 31）年 3 月まで川西清掃センター焼却施設で焼却され、2019（平成 31）年 4 月から 2020（令和 2）年 11 月まで民間にて焼却処理されています。2020（令和 2）年 12 月からは、現在、整備が進められている（仮称）新クリーンセンターにて、可燃ごみの処理を行ってまいります。</p> <p>②中間処理物の有効利用 不燃ごみや粗大ごみから、資源化可能なものをできるだけ回収し、売却するように努めています。</p> <p>課題 2020（令和 2）年 12 月から焼却処理予定の（仮称）新クリーンセンター稼働後の適正な運営が必要となります。</p> <p>今後の方針 可燃ごみの中間処理後に発生する残渣は、セメント等の原材料になることから、（仮称）新クリーンセンターの整備により、エコセメント化等の導入について、佐久市・北佐久郡環境施設組合と有効利用の方法を検討します。 【基Ⅱ－(5),(6)、基Ⅲ－(2)】※</p>
3)	最終処分計画	<p>①既存最終処分場の延命化 ②最終処分体制の構築</p> <p>実施状況 川西保健衛生施設組合において、埋立完了までの搬入管理、維持管理等施設の適正管理を継続して延命化を図るとともに、埋立完了後は、最終覆土の施工や施設の適正管理を実施しています。水処理施設については、川西一般廃棄物 最終処分場の適正な維持管理に努めています。</p> <p>課題 最終処分量は、2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度の 5 年間では、1,067 t 平均で 213.4 t/年です。全国的に見て、最終処分率はほぼ同程度です。 循環型社会を形成するためにも、分別の徹底や中間処理等における再資源化を推進し、最終処分量削減を継続する必要があります。 ＜最終処分率 一般廃棄物処理事業実態調査（2017（平成 29）年度）結果＞ 国：9.5%、長野県：9.3%、立科町：9.5%</p> <p>今後の方針 最終処分量削減に向けた、焼却灰のエコセメント化の導入の推進が必要です。 【基Ⅱ－(5)】※</p>

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
2 ごみ処理計画		
4)	その他の 計画	①不法投棄ごみ対策
		実施状況 不法投棄や不適正処理（野焼き）という行為は、循環型社会を形成する上での大きな障害となることから、不法投棄監視員によるパトロールや不法投棄啓発看板の設置等を継続して行っています。
		課題 不法投棄が多い場所や行われやすい場所の更なる把握が課題となっており、また、それらの場所への看板の設置等の効果的な対策の実施が必要です。
		今後の方針 不法投棄が多い地域、行われやすい地域の情報蓄積を行い、その結果をもとに、看板等の設置、不法投棄監視員の監視ルートの見直しや助言を行います。 【基Ⅲ-(1)】※
		②災害時の廃棄物処理対策
		実施状況 立科町地域防災計画及び本計画を上位計画とし、災害廃棄物処理計画により適切な対応を図っています。
		課題 巨大な災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらは安全にかつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を重視した処理が必要です。 さらに、災害対策に関する協定や相互応援に関する協定など必要に応じて内容を確認し、新しい情報を踏まえた相互応援体制を構築することが必要です。
		今後の方針 関係機関、近隣市町村及び民間団体等と連絡・調整を行い、災害廃棄物処理に対する支援・協力体制を構築し、迅速に災害廃棄物への対応を図ります。 【基Ⅲ-(5)】※

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

番号	項目	取り組み内容
2 ごみ処理計画		
4)	その他の 計画	③適正処理困難物
		<p>実施状況</p> <p>バイク、バッテリー等、本町では適正に処理できないごみについては、販売店や民間処理業者と協力して適正処理を継続しています。住民、事業者に対しては、これらのごみを集積所や処理施設に持込まないよう、適正な処理・処分の方法について普及・啓発しています。</p> <p>また、エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫等、家電リサイクル法や資源有効利用促進法等の個別リサイクル法による各業界の自主回収、再資源化の取り組みについても、住民、事業者へ情報提供し促進しています。</p> <p>さらに、在宅医療廃棄物の処理について、医療機関との協議を行い、収集作業時の事故防止等の観点も踏まえながら、適切な排出方法及び処理方法について指導を徹底しています。</p>
		<p>課題</p> <p>分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入することがあり、継続的に、分別ルールを周知する必要があります。</p>
		<p>今後の方針</p> <p>家電リサイクル法に定められている家電4品目やバイク、バッテリー等、本町で適正な処理ができないごみについては、更に販売店等で引き取ってもらうなど処理方法を検討し、周知徹底を図る必要があります。</p> <p>【基Ⅲ-(4)】※</p>

※：ごみ発生・排出抑制の施策についての基本方針番号を示します。

第4節 ごみ処理行政の動向

第1項 国の方針及び県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。次に廃棄物処理・再資源化に関する国の方針の経過を表3-16、県の計画の経過を表3-17に示します。

表3-16 国の方針の経過

年 月	関連する計画など
2001（平成13）年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2003（平成15）年3月	循環型社会形成推進基本計画
2005（平成17）年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入
2005（平成17）年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
2008（平成20）年3月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂
2010（平成22）年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
2013（平成25）年5月	第三次循環型社会形成推進基本計画
2016（平成28）年1月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更
2018（平成30）年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画

表3-17 県の計画の経過

年 月	関連する計画など
1999（平成11）年3月	長野県ごみ処理広域化計画
2006（平成18）年3月	長野県廃棄物処理計画（第2期）
2011（平成23）年4月	長野県廃棄物処理計画（第3期）
2016（平成28）年4月	長野県廃棄物処理計画（第4期）

第2項 国・県の動向及び達成目標

1. 国の動向及び達成目標

(1) 基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下基本方針）を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

基本方針の数値目標を表3-18に示します。

表3-18 基本方針の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	2012（平成24）年度に対し、2020（令和2）年度において約12%削減（家庭系ごみ500g/人・日）
再資源化率	2012（平成24）年度の21%に対し、2020（令和2）年度において約27%に増加
最終処分量	2012（平成24）年度に対し、2020（令和2）年度において約14%削減

(2) 循環型推進基本計画

循環型推進基本計画では、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）定められました。

第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を表3-19に示します。

7つの方向性

- ①「持続可能な社会づくりとの統合的取組」
- ②「地域循環共生圏による地域の活性化」
- ③「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」
- ④「適正処理の推進と環境再生」
- ⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」
- ⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」
- ⑦「循環分野における基盤整備」

表 3-19 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項 目	目 標
一人一日当たりのごみ排出量	2025（令和7）年度に約850g/人・日
一人一日当たりの家庭系ごみ※排出量	2025（令和7）年度に約440g/人・日

※：家庭系ごみ＝家庭系ごみ-集団回収量-資源ごみ-直接搬入ごみのうち資源として利用されているもの

2. 県の動向及び達成目標

長野県では、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を目指し、2020（令和2）年度を目標年度とする「長野県廃棄物処理計画」（第4期）を策定しました。

「もったいないを大切にして ごみ減量日本一！ ～美しい信州を次世代へ～」を基本目標に掲げ、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rのうちリデュースとリユースの2Rを意識して取り組むこととし、「県民1人当たりの一般廃棄物の排出量800グラム以下」を目指します。これにより、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を次世代に引き継いでいきます。県の数値目標を表3-20に示します。

表 3-20 県の数値目標

（単位：t）

項 目	2017（平成29）年度 実績値	2020（令和2年度） 県の目標値	2020（令和2）年度 国の目標値
総ごみ排出量	630,254	588,000	599,600

3.町の動向

2016（平成 28）年度に改定された立科町総合戦略（第 3 版）での基本目標は表 3-21 に示しており、本町の地域の特性を活かし自立した自治体を目指して、「人と自然が輝く町」を合言葉に具体的な施策の推進を目指すとしています。

第 5 次立科町振興計画（前期基本計画）の第 4 章 5 の「循環型社会の推進」の中でごみ処理に関する方針と施策が定められています。

表 3-21 立科町総合戦略（第 3 版）の基本目標

基本 目 標	<ol style="list-style-type: none">1 活気ある経済を創造するまちづくり2 豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり3 郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり4 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり5 地域ので活力あふれるまちづくり
--------------	---

第4章 ごみ処理基本方針の策定

第1節 ごみ処理基本方針

第1項 ごみ処理基本方針

社会のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

前章のごみ処理基本計画を踏まえ、今後の中期目標年度に向けての本町におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

優先的に2R（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用））に取り組み、その次にリサイクル（再生利用）に取り組むことで、住民、事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。

リサイクルにおいては、回収できる資源化量の更なる拡大と、より高品質なリサイクルを目指します。

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、住民・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、3者が協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分

住民・事業者に一層の分別に協力を求め、効率・効果的な分別区分、排出方法、収集体制の検討をしていきます。

処理・処分においては、ごみの減量化・再資源化を促進し、環境に配慮した適正な処理体制の整備に努めるとともに、安定したごみ処理が図れるよう、佐久市・北佐久郡環境施設組合、川西保健衛生施設組合と協議していきます。また、既存の民間ルートでの減量化、資源化のほか、民間事業者の新たなリサイクル技術を活用し、再資源化や適正処理の検証を進めます。

第2項 ごみ発生・排出抑制の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本町が進める具体的な施策は図4-1に示します。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
基本方針Ⅰ： 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) 適正排出しやすい環境づくり (2) マイバックの活用とレジ袋の削減 (3) 生ごみの水切り、食品ロスの削減 (4) リサイクル教育の実施 (5) 生ごみ堆肥化 (6) 事業者等への指導 (7) 多量排出事業者等への指導 (8) ごみの分別、排出及び再資源化の啓発 (9) 資源ごみの分別収集の推進
基本方針Ⅱ： 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 情報提供と普及啓発 (2) 新たな分別区分の検討 (3) 食育・環境教育の推進 (4) 収集運搬体制の見直し (5) 廃棄物を再生資源とした利用推進 (6) 温暖化防止の推進
基本計画Ⅲ： 環境負荷の少ない適正な処理・処分	(1) 環境美化の推進 (2) 適正な処理・処分の実施 (3) 事業者等への指導 (4) 適正処理困難物対策 (5) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

図4-1 施策体系

2. 各種施策の説明

基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容を表 4-1、表 4-2、表 4-3 に示します。

表 4-1 基本方針 I

基本方針 I : 3R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進	
(1)	適正排出しやすい環境づくり
	分別の徹底を図るため、町の広報紙や HP でごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。
(2)	マイバックの活用とレジ袋の削減
	収集運搬や中間処理の負担を減らすため、マイバックを活用することでレジ袋の使用を減らします。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制します。
(3)	生ごみの水切り、食品ロスの削減
	生ごみの多くは水分が含まれているため、排出者は毎日水切りを実践し、生ごみ重量の削減に努めます。また、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制します。また、生ごみ処理機の購入補助事業を引き続き行っていきます。
(4)	リサイクル教育の実施
	学校では、社会科や総合的な学習での環境教育の一環として、リサイクル教育を実施していきます。その際、家庭との連携を図りながら、リサイクルを実践する力を育てていきます。 また、地域社会においても、分館や子ども会などの社会教育の分野でも取り組んでいきます。公民館などの活動では、ごみの講座、研究発表等に協力していきます。
(5)	生ごみの堆肥化
	ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみの堆肥化を検討します。
(6)	事業者等への指導
	事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。

<p>(7)</p>	<p>多量排出事業者等への指導</p> <p>多量にごみを排出する事業者や小売店等の排出状況に応じた、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。また、「一般廃棄物減量化計画書」、「廃棄物管理責任者の設置」の提出を求めることも検討します。</p>
<p>(8)</p>	<p>ごみの分別、排出及び再資源化の啓発</p> <p>ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。</p> <p>循環型社会の形成の推進を図るために、ごみの分別区分の変更を検討します。</p>
<p>(9)</p>	<p>資源ごみの分別収集の推進</p> <p>資源ごみの分別収集については、引き続き分別収集、適正処理に努めるとともに、店頭回収も併せて推進します。</p>

表 4-2 基本方針Ⅱ

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進	
(1)	情報提供と普及啓発
	<p>3Rの推進には、住民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、住民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。</p> <p>主な施策を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量、ごみ処理等に関する町の取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、説明会等を介して提供する。 ・中間処理施設の見学会を実施し、資源循環に関する意識の向上を図る。 ・家電リサイクル法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して住民に普及啓発を行う。
(2)	新たな分別区分の検討
	<p>現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討をします。</p>
(3)	食育・環境教育の推進
	<p>学校などにおける食育活動を通じて、食べ物や資源を大切に作る心を育みます。また、希少金属など有用な資源の有限性や資源循環の必要性について理解を深め、行動してもらうため環境教育を推進します。</p>
(4)	収集運搬体制の見直し
	<p>ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続します。本計画に基づく取り組みの効果及び住民の要望を踏まえ、効果的に回収できる収集経路、収集方法、収集回数を検討します。</p>
(5)	廃棄物を再生資源とした利用推進
	<p>中間処理において発生した廃棄物をセメント等の原材料とするエコセメント化等の導入をしています。</p>
(6)	温暖化防止の推進
	<p>地域・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、地球温暖化対策を推進するため、長野県では2018（平成30）年に「長野県地球温暖化対策条例」を一部改正し、省エネルギー対策や森林整備など各種の施策を進めています。また、本町においても、太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギー導入、省エネルギーや環境に配慮した暮らしを進めるイベントの開催・啓発活動を通じて温暖化防止に努めます。</p>

表 4-3 基本方針Ⅲ

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分	
(1)	<p>環境美化の推進</p> <p>本町は、自治組織として区と部落があり、分館単位で、地域の環境美化、地区における各種行事・活動を行い、環境の美化・整備を図っています。また、不法投棄監視員による町内の不法投棄防止パトロールも行なっています。</p>
(2)	<p>適正な処理・処分の実施</p> <p>住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理にするとともに、その処理に関する技術開発に努めるよう、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ります。</p>
(3)	<p>事業者等への指導</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条による事業者責任の明確化と今後の立科町の廃棄物行政を考慮した事業系一般廃棄物の排出方法等を検討し、指導に努めます。</p>
(4)	<p>適正処理困難物対策</p> <p>分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入しているため、継続的に分別ルールを周知します。</p> <p>また、家電リサイクル法で定められている家電 4 品目や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど町で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底していきます。</p>
(5)	<p>災害時などにおけるごみ処理体制の整備</p> <p>災害時には大量の災害廃棄物が発生します。被災地の環境衛生を保全するため、「立科町地域防災計画（平成 30 年 3 月）」に基づき迅速かつ適正に対応を図り、「立科町災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）」に従い適正な処理を行います。</p>

第3項 ごみ発生量及び処理量の推計

ごみ排出量の予測フローを図4-2に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

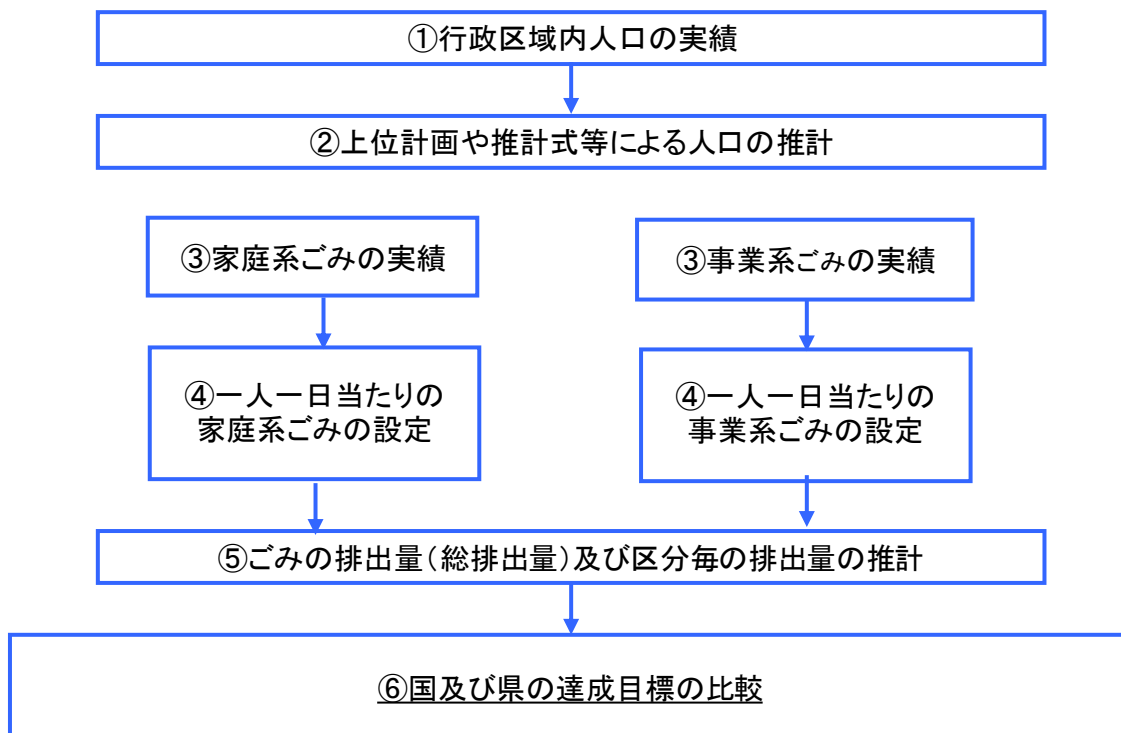
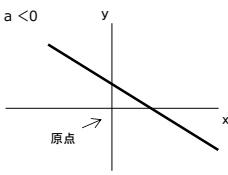
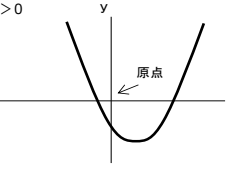
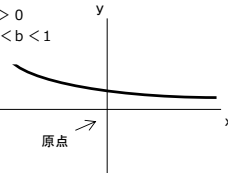
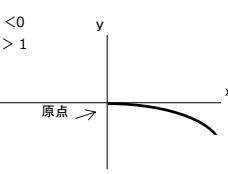
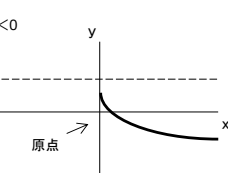
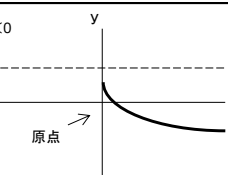
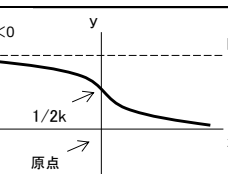


図4-2 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の過去10年間の実績を整理します。
- ② 推計式により、将来の人口を推計します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量を、推計式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系及び事業系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。なお、家庭系、事業系の区分毎の予測は、平成30年度のそれぞれの割合にて、算出します。
- ⑥ 国及び県の目標、数値に対しての本町の実績と推計値の比較を行います。

②、④で用いる推計式表4-4に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 4-4 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$	$a < 0$ 	最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	$a > 0$ 	放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a^x \cdot b$	$a > 0$ $0 < b < 1$ 	年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$	$a < 0$ $b > 1$ 	年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{a-bx})$	$b < 0$ 	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1. 行政区域内人口の推計

1) 人口の推計

表 4-5、図 4-3 に 2009（平成 21）年から 2018（平成 30）年の一般廃棄物処理実態調査の人口実績より 2019（令和 1）年以降の推計人口を示します。7 つの推計式から最も相関係数の高い「二次傾向曲線」を採用します。

表 4-5 人口の推計

年度 (西暦) (和暦)	推計 データ	実績値	推計値							採用値	
			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式		
2009 平成21	○	8,076									
2010 平成22	○	7,913									
2011 平成23	○	7,861									
2012 平成24	○	7,920									
2013 平成25	○	7,820									
2014 平成26	○	7,759									
2015 平成27	○	7,634									
2016 平成28	○	7,559									
2017 平成29	○	7,474									
2018 平成30	○	7,316									
2019 令和1			7,322	7,216	7,328	7,360	7,339	7,355	7,241	7,216	
2020 令和2			7,247	7,083	7,257	7,303	7,272	7,296	7,118	7,083	
2021 令和3			7,172	6,941	7,187	7,249	7,206	7,238	6,984	6,941	
2022 令和4			7,097	6,789	7,117	7,197	7,141	7,182	6,840	6,789	
2023 令和5			7,023	6,628	7,048	7,146	7,078	7,128	6,687	6,628	
2024 令和6			6,948	6,456	6,980	7,097	7,015	7,075	6,522	6,456	
2025 令和7			6,873	6,276	6,913	7,050	6,953	7,024	6,348	6,276	
2026 令和8			6,798	6,085	6,846	7,004	6,891	6,974	6,163	6,085	
2027 令和9			6,723	5,885	6,780	6,960	6,831	6,925	5,969	5,885	
2028 令和10			6,649	5,675	6,714	6,918	6,771	6,878	5,765	5,675	
2029 令和11			6,574	5,456	6,649	6,876	6,712	6,832	5,553	5,456	
2030 令和12			6,499	5,227	6,585	6,836	6,654	6,786	5,333	5,227	
2031 令和13			6,424	4,988	6,521	6,797	6,597	6,742	5,107	4,988	
2032 令和14			6,349	4,740	6,458	6,759	6,540	6,699	4,876	4,740	
2033 令和15			6,275	4,482	6,396	6,722	6,484	6,657	4,641	4,482	
2034 令和16			6,200	4,215	6,334	6,687	6,428	6,616	4,403	4,215	
備考	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \sqrt{x}$	$y=a+b\cdot \log x$	$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$			
	定数 a	9640.60000	6547.32727	9903.19448	16963.77281	11513.69189	13788.51316	0.00515			
	定数 b	-74.80000	170.92727	0.99033	-0.24316	-749.84665	-4313.65832	-0.11285			
	定数 c		-4.81818								
	収束値 k							8.473			
相関係数	0.96989	0.98269	0.96789	0.95862	0.96575	0.96108	0.98224				
相関順位	3	1	4	7	5	6	2				
数値順位	5	7	4	1	3	2	6				

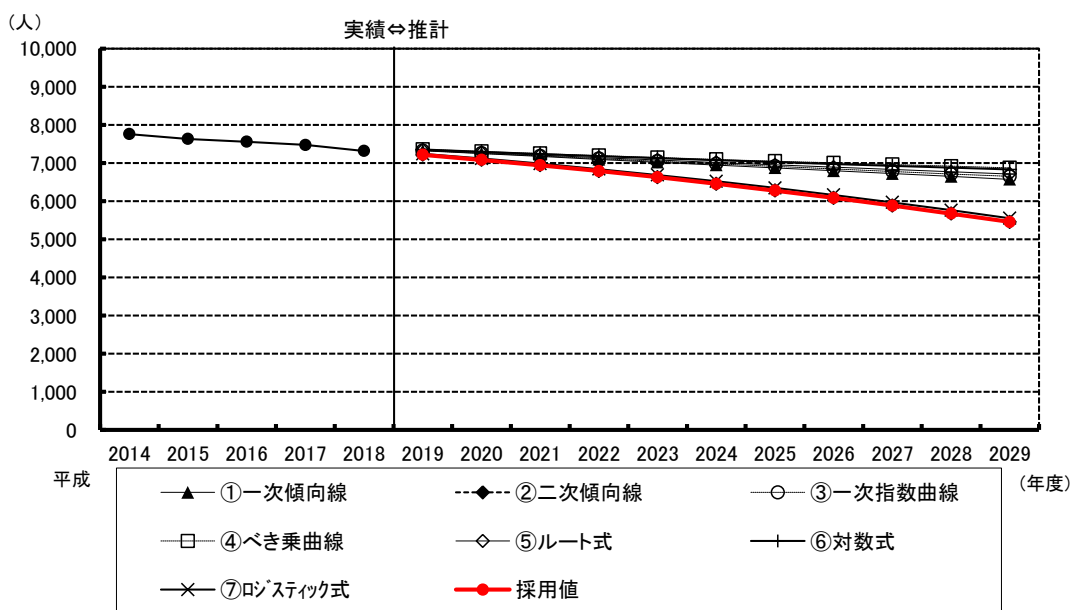


図 4-3 人口の推計

2. ごみ排出量の推計

1) 家庭系ごみ

表 4-6、図 4-4 に 2014（平成 26）年から 2018（平成 30）年の一人一日当たりの家庭系ごみ排出実績より 2019（令和 1）年以降の排出量推計を示します。7 つの推計式から最も相関係数の高い「べき乗曲線」を採用します。

表 4-6 家庭系ごみ排出量の推計

年度		推計データ	実績値	推計値							採用値
(西暦)	(和暦)			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式	
2014	平成26	○	626.1								
2015	平成27	○	618.1								
2016	平成28	○	611.9								
2017	平成29	○	610.0								
2018	平成30	○	616.0								
2019	令和1			607.9	602.2	608.0	608.2	608.0	608.1	607.1	608.2
2020	令和2			605.1	593.4	605.2	605.7	605.3	605.5	603.5	605.7
2021	令和3			602.3	582.7	602.5	603.2	602.7	603.1	599.7	603.2
2022	令和4			599.4	570.3	599.7	600.9	600.1	600.7	595.8	600.9
2023	令和5			596.6	556.2	597.0	598.6	597.5	598.3	591.6	598.6
2024	令和6			593.8	540.3	594.3	596.4	595.0	596.0	587.3	596.4
2025	令和7			591.0	522.6	591.6	594.3	592.5	593.8	582.7	594.3
2026	令和8			588.1	503.1	588.9	592.2	590.0	591.7	578.0	592.2
2027	令和9			585.3	481.9	586.2	590.2	587.5	589.6	573.0	590.2
2028	令和10			582.5	458.9	583.5	588.3	585.1	587.5	567.7	588.3
2029	令和11			579.6	434.1	580.8	586.4	582.8	585.5	562.3	586.4
備考		推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
		定数 a	695.66000	0.01143	700.57137	951.57707	776.35452	885.21015	0.01436		
		定数 b	-2.83000	46.82467	0.99544	-0.13036	-30.23444	-185.80784	-0.06276		
		定数 c		-0.88383							
		収束値 k							668		
		相関係数	0.71118	0.41202	0.71303	0.72729	0.71837	0.72545	0.68924		
		相関順位	5	7	4	1	3	2	6		
		数値順位	5	7	4	1	3	2	6		

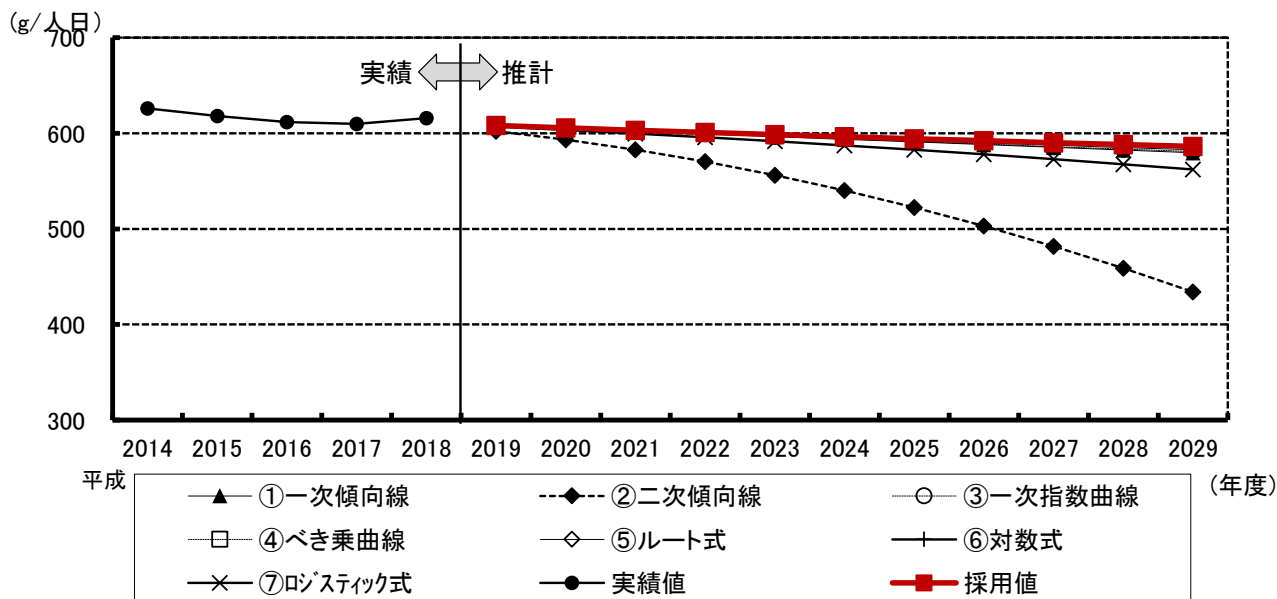


図 4-4 家庭系ごみ排出量の推計

2) 事業系ごみ

表4-7、図4-5に2014（平成26）年から2018（平成30）年の一人一日当たりの事業系ごみ排出実績より2019（令和1）年以降の排出量推計を示します。7つの推計式から最も相関係数の高い「ロジスティック式」を採用します。

表 4-7 事業系ごみ排出量の推計

年度		推計データ	実績値	推計値							採用値
(西暦)	(和暦)			①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤ルート式	⑥対数式	⑦ロジスティック式	
2014	平成26	○	134.9								
2015	平成27	○	145.3								
2016	平成28	○	169.3								
2017	平成29	○	180.4								
2018	平成30	○	186.5								
2019	令和1			204.8	206.5	210.0	208.0	204.0	203.2	192.0	192.0
2020	令和2			218.6	222.2	228.9	224.6	217.0	215.5	195.3	195.3
2021	令和3			232.4	238.5	249.6	242.0	229.9	227.5	197.3	197.3
2022	令和4			246.3	255.4	272.1	260.2	242.5	239.0	198.5	198.5
2023	令和5			260.1	272.8	296.7	279.1	255.0	250.3	199.3	199.3
2024	令和6			273.9	290.8	323.5	298.8	267.3	261.2	199.8	199.8
2025	令和7			287.8	309.3	352.7	319.4	279.4	271.8	200.0	200.0
2026	令和8			301.6	328.4	384.5	340.7	291.4	282.1	200.2	200.2
2027	令和9			315.4	348.1	419.2	362.8	303.2	292.2	200.3	200.3
2028	令和10			329.2	368.4	457.0	385.8	314.8	302.0	200.4	200.4
2029	令和11			343.1	389.2	498.3	409.6	326.3	311.6	200.4	200.4
備考		推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a+b\cdot x+c\cdot x^2$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \sqrt{x}$	$y=a+b\cdot \log x$	$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$		
		定数 a	-223.96000	-0.00651	14.41175	0.05055	-611.50081	-1127.63293	213127.44145		
		定数 b	13.83000	-2.11548	1.09026	2.42350	146.46658	892.37547	0.49653		
		定数 c		0.28311							
		収束値 k							200		
		相関係数	0.97861	0.97519	0.97059	0.97429	0.97989	0.98104	0.98514		
		相関順位	4	5	7	6	3	2	1		
		数値順位	4	3	1	2	5	6	7		

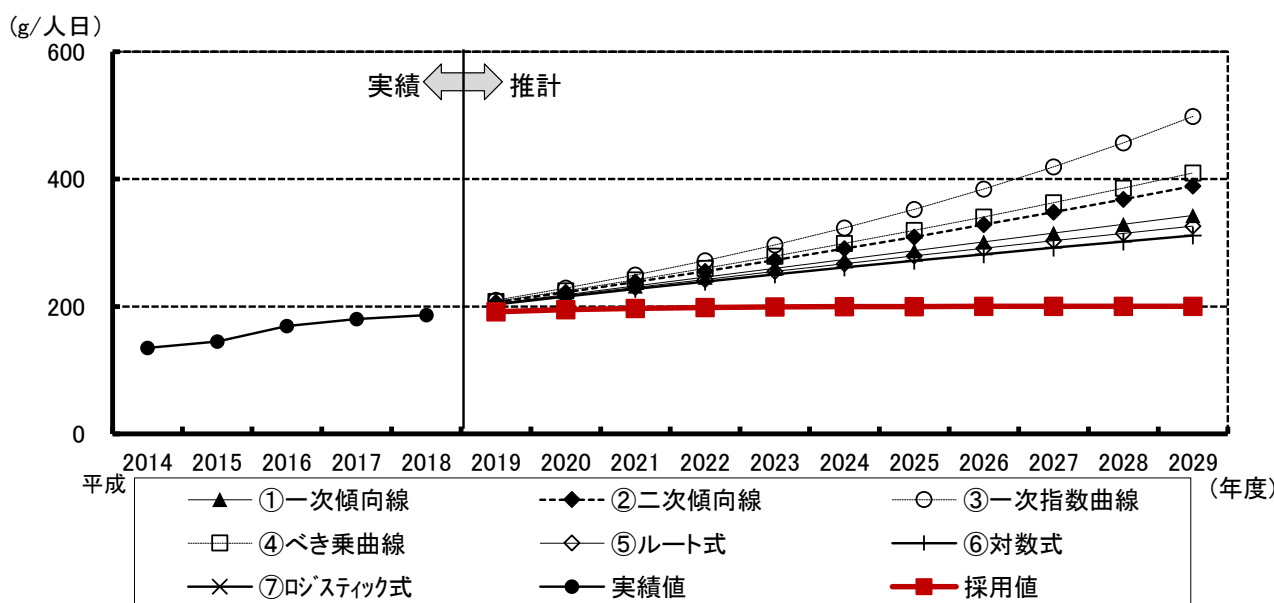


図 4-5 事業系ごみ排出量の推計

3. 種類別ごみ排出量の推計

1) 家庭系ごみ排出量の推計

現状の傾向が継続した場合の家庭系ごみの推計を図 4-6 に示します。2024（令和 6）年度に 1,406t、2029（令和 11）年度に 1,168t と減少傾向で推移すると見込まれます。

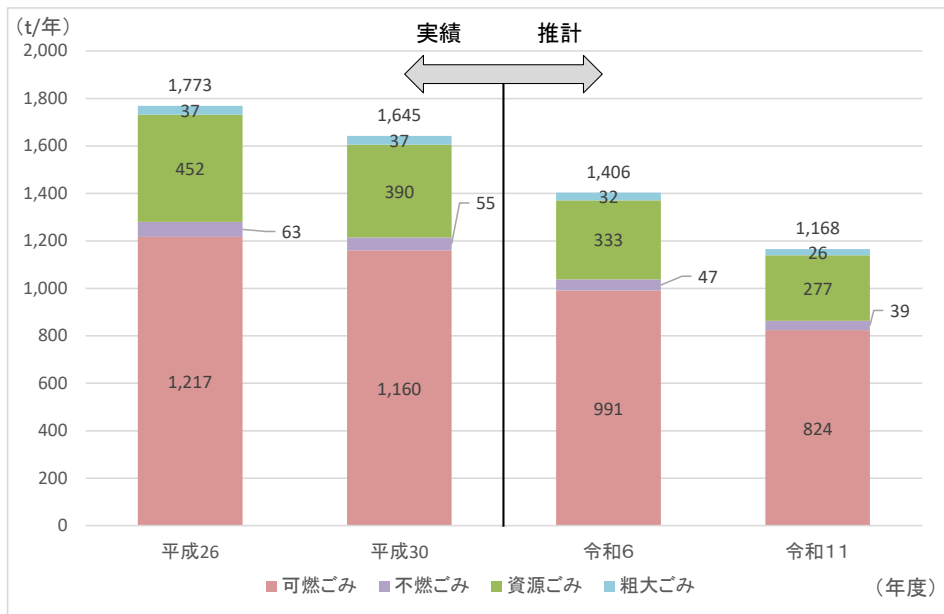


図 4-6 家庭系ごみの推計

2) 事業系ごみ排出量の推計

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみの推計を図 4-7 に示します。2024（令和 6）年度に 471t、2029（令和 11）年度に 399tが見込まれます。

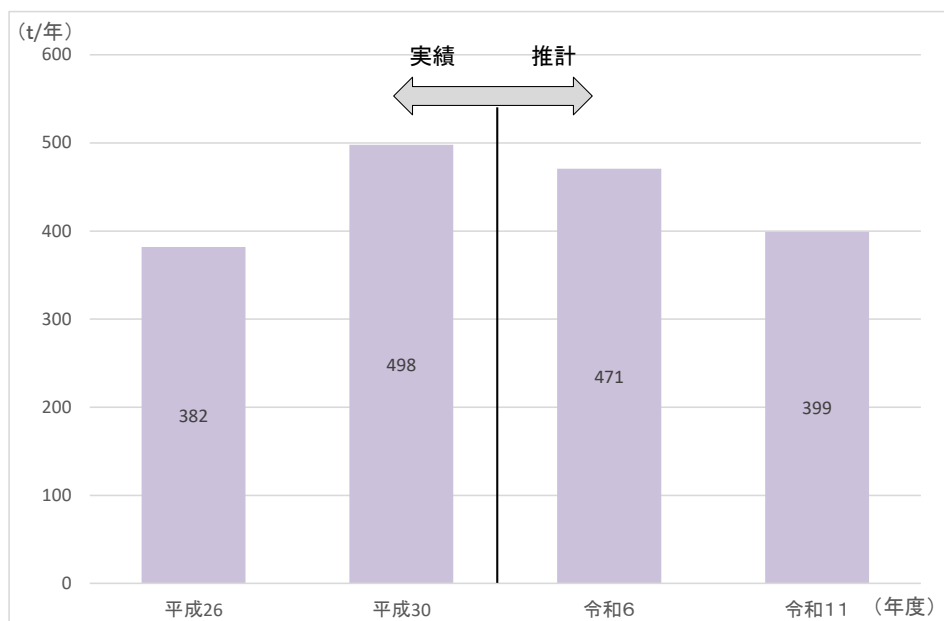


図 4-7 事業系ごみの推計

3) ごみ排出量の推計

1) ～2) までを合わせた排出量等の推計を表 4-8、表 4-9、表 4-10 及び図 4-8 に示します。2024 (令和 6) 年度に 1,877t、2029 (令和 11) 年度に 1,567t となり、減少すると見込まれます。

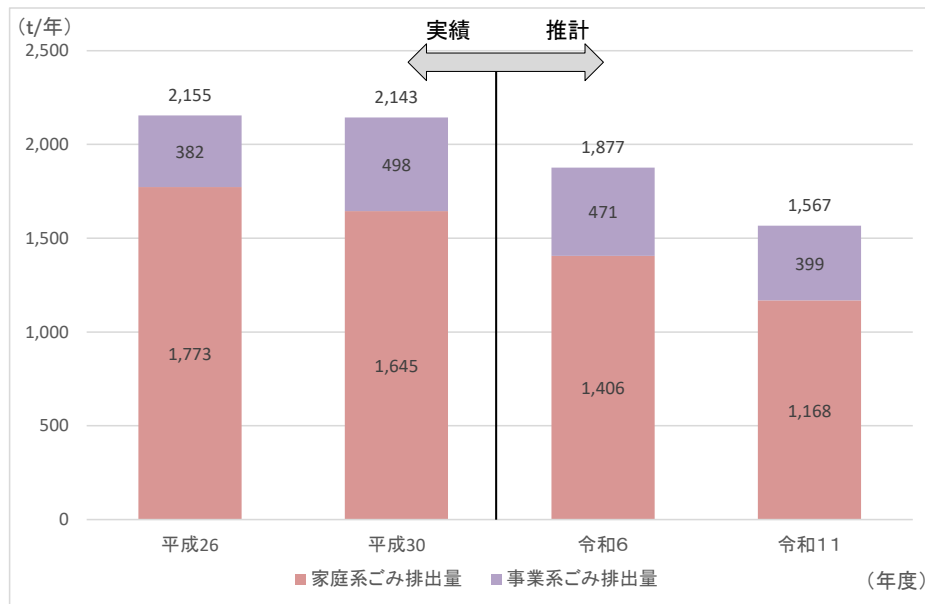


図 4-8 ごみ排出量の推計

表 4-8 一人一日当たりのごみ排出量の推計

単位: g/人・日

区分 年度	家庭系											事業系			家庭系 排出量計	事業系		事業系 排出量計	合計
	収集ごみ					直搬ごみ					粗大ごみ	収集 可燃ごみ	直搬 可燃ごみ						
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ										
										資源ごみ				不燃ごみ		粗大ごみ			
2014 (H26)	416.0	22.2	156.4	1.4	7.4	13.7	0.0	3.2	5.7	127.1	7.8	626.1	134.9	761.0					
2015 (H27)	413.3	22.1	151.0	1.8	7.9	13.3	0.4	1.8	6.4	136.7	8.6	618.1	145.3	763.4					
2016 (H28)	413.2	20.7	147.9	1.4	6.5	13.8	0.0	2.2	6.2	159.5	9.8	611.9	169.3	781.2					
2017 (H29)	416.1	20.2	144.4	1.1	4.0	13.9	0.0	2.2	8.1	172.3	8.1	610.0	180.4	790.4					
2018 (H30)	421.3	20.2	142.6	1.1	4.9	13.1	0.4	3.4	9.0	175.6	10.9	616.0	186.5	802.5					
前期目標年度 2019 (R1)	416.0	19.9	140.7	1.1	4.8	12.9	0.4	3.4	8.9	180.8	11.2	608.2	192.0	800.2					
2020 (R2)	414.2	19.9	140.3	1.1	4.8	12.9	0.4	3.3	8.9	183.9	11.4	605.7	195.3	800.9					
2021 (R3)	412.6	19.8	139.7	1.1	4.8	12.8	0.4	3.3	8.8	185.8	11.5	603.2	197.3	800.5					
2022 (R4)	410.9	19.7	139.1	1.1	4.8	12.8	0.4	3.3	8.8	186.9	11.6	600.9	198.5	799.4					
2023 (R5)	409.4	19.6	138.6	1.1	4.8	12.7	0.4	3.3	8.7	187.7	11.6	598.6	199.3	797.9					
中期目標年度 2024 (R6)	407.9	19.6	138.1	1.1	4.8	12.7	0.4	3.3	8.7	188.2	11.6	596.4	199.8	796.2					
2025 (R7)	406.5	19.5	137.6	1.1	4.7	12.6	0.4	3.3	8.7	188.4	11.6	594.3	200.0	794.3					
2026 (R8)	405.0	19.4	137.1	1.1	4.7	12.6	0.4	3.3	8.7	188.5	11.7	592.2	200.2	792.5					
2027 (R9)	403.6	19.3	136.6	1.1	4.7	12.6	0.4	3.3	8.6	188.6	11.7	590.2	200.3	790.6					
2028 (R10)	402.4	19.3	136.2	1.1	4.7	12.5	0.4	3.2	8.6	188.7	11.7	588.3	200.4	788.7					
後期目標年度 2029 (R11)	401.0	19.2	135.8	1.1	4.7	12.5	0.4	3.2	8.5	188.7	11.7	586.4	200.4	786.8					

表 4-9 ごみ排出量の推計

単位: t/年

区分 年度	家庭系												家庭系 排出量計		事業系		事業系 排出量計		合計
	収集ごみ						直搬ごみ						収集 可燃ごみ	直搬 可燃ごみ	事業系 排出量計	事業系 排出量計			
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	直搬ごみ	粗大ごみ								
2014 (H26)	1,178	63	443	4	21	39	0	9	16	1,773	360	22	382	2,155					
2015 (H27)	1,155	62	422	5	22	37	1	5	18	1,727	382	24	406	2,133					
2016 (H28)	1,140	57	408	4	18	38	0	6	17	1,688	440	27	467	2,155					
2017 (H29)	1,135	55	394	3	11	38	0	6	22	1,664	470	22	492	2,156					
2018 (H30)	1,125	54	381	3	13	35	1	9	24	1,645	469	29	498	2,143					
前期目標年度 2019 (R1)	1,099	53	372	3	13	34	1	9	23	1,607	477	30	507	2,114					
2020 (R2)	1,070	51	362	3	12	34	1	9	23	1,565	476	29	505	2,070					
2021 (R3)	1,045	50	354	3	12	33	1	8	22	1,528	471	29	500	2,028					
2022 (R4)	1,019	49	345	3	12	31	1	8	22	1,490	463	29	492	1,982					
2023 (R5)	994	48	337	3	11	30	1	8	21	1,453	455	28	483	1,936					
中期目標年度 2024 (R6)	962	46	326	2	11	29	1	8	21	1,406	444	27	471	1,877					
2025 (R7)	932	45	316	2	11	29	1	7	20	1,363	431	27	458	1,821					
2026 (R8)	900	43	305	2	10	29	1	7	19	1,316	419	26	445	1,761					
2027 (R9)	870	42	295	2	10	26	1	7	19	1,272	407	25	432	1,704					
2028 (R10)	833	40	282	2	10	25	1	7	18	1,218	391	24	415	1,633					
後期目標年度 2029 (R11)	799	38	271	2	9	25	1	6	17	1,168	376	23	399	1,567					

表 4-10 処理・処分量の推計

単位: t/年

区分 年度	焼却処理		焼却以外の中間処理						資源化量			リサイクル 率 (%)	最終処分量	埋立処分率 (%)
	焼却施設	焼却残渣	資源物処理 施設	その他の 施設	粗大ごみ処 理施設	資源物処理 施設	処理残渣 その他の 施設	粗大ごみ処 理施設	資源物処理 施設	粗大ごみ処 理施設	合計			
2014 (H26)	1,599	165	515	4	37	35	4	30	480	7	487	22.6	234	10.9
2015 (H27)	1,598	168	490	5	40	37	5	33	453	7	460	21.6	243	11.4
2016 (H28)	1,645	109	471	4	35	35	4	25	497	10	507	23.5	173	8.0
2017 (H29)	1,665	141	455	3	33	34	3	27	434	6	440	20.4	205	9.5
2018 (H30)	1,658	143	446	3	37	33	3	33	436	4	440	20.5	212	9.9
前期目標年度 2019 (R1)	1,640	141	435	3	36	32	3	32	425	4	429	20.3	208	9.8
2020 (R2)	1,609	139	423	3	35	31	3	31	414	4	418	20.2	204	9.9
2021 (R3)	1,578	136	413	3	34	31	3	30	404	4	408	20.1	200	9.9
2022 (R4)	1,542	133	403	3	34	30	3	30	394	4	398	20.1	192	9.7
2023 (R5)	1,507	130	377	3	33	28	3	29	369	4	373	19.3	190	9.8
中期目標年度 2024 (R6)	1,462	126	365	3	32	27	3	29	357	3	360	19.2	185	9.9
2025 (R7)	1,418	122	354	3	31	26	3	28	346	3	349	19.2	181	9.9
2026 (R8)	1,373	118	342	2	30	25	2	27	334	3	337	19.1	172	9.8
2027 (R9)	1,329	115	344	2	29	25	2	26	336	3	339	19.9	168	9.9
2028 (R10)	1,274	110	330	2	27	24	2	21	323	3	326	20.0	157	9.6
後期目標年度 2029 (R11)	1,223	105	316	2	26	23	2	21	309	3	312	19.9	151	9.6

4. 国及び県の達成目標との比較

表 4-9 に、ごみの総排出量等の国及び県の目標値と本町の 2018（平成 30）年度実績値並びに将来の見込み量についての比較を示します。

2018（平成 30）年度における、国及び県の目標値と本町の実績を比較すると、一人一日当たりの総排出量は国及び県の数値を下回っていますが、家庭ごみ量は国の数値を上回っています。総排出量、リサイクル率及び最終処分量は国及び県の目標を達成することができていません。また、現状の傾向が継続した場合の見込みでは、総排出量は、国及び県の目標値を達成可能ですが、一人一日当たりの家庭系ごみ量とリサイクル率の達成が難しい状況です。

表 4-9 国及び県の目標との比較

		廃棄物処理法に基づく基本方針 ※1	第4次循環型社会形成推進基本計画 ※2	第4期長野県廃棄物処理計画 (H28年4月) ※3	立科町			
					実績値	見込み		備考
						平成30	令和2	
		令和2	令和7	令和2				
総排出量(集団回収含む)	t/年	1,937	—	1,899	2,143	1,887	1,567	2,201
一人一日当たりの排出量(集団回収含む)	g/人日	—	850	800	802.5	796.2	786.8	—
一人一日当たりの家庭系ごみ(資源除く)	g/人日	500	440	—	616.0	596.4	586.4	602
再生利用率	%	24.6%	—	—	20.5	17.7	17.7	23.2%
最終処分量	t/年	196	—	—	212	—	—	228

※1におけるごみ排出量

※1におけるリサイクル率

※1における最終処分量

※2における一人一日当たりの総排出量

※2における一人一日当たりの家庭系ごみ排出量

※3における総排出量

=平成24年度の12%減

=平成24年度の6%増

=平成24年度の14%減

=数値目標850g/人日

=数値目標440g/人日

=平成24年度の約13.7%減

第4項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 現行収集・運搬体制

本町では家庭からのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみ）は直営による収集運搬となっています。その他一部の電化製品やパソコンは、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法に従い、リサイクルをお願いしています。事業系(一般廃棄物)ごみは、事業者の責任で適正処理することが基本ですが、本町による収集運搬の委託その他、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬・事業者による個人持込となります。また、家庭系（一般廃棄物）ごみの収集・運搬体制は、直営によるものとし、ごみの品目ごとに設定した収集予定は、必要に応じて調整を図ります。また、収集しないごみとして、バイク、スクーター、バッテリー、農機具、スプリング入りベッド、タイヤ、ホイール、消火器、プロパンボンベ等は買ったところに引き取ってもらうか処理専門業者に処分してもらいます。

2) 収集区域

収集区域は、行政区域全域を収集区域とします。

2. 中間処理計画

1) 中間処理体制

中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに不燃物処理施設及び粗大ごみ処理施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。なお、焼却施設は2020（令和2）年12月から佐久市・北佐久郡環境施設組合にて熱回収を行い、処理する予定です。

また、可燃ごみの減量化・資源化においては、町民や事業者の意識の高揚を一層図るとともに、抜本的な減量を実現させるため、学校給食施設などの町有施設、又は、ごみ集積所など共同を図れる施設を整備し、それら施設に生ごみ処理機等を設置することで厨芥類の減量化に努め、併せて廃棄物処理に係る環境負荷の軽減に配慮します。

2) 焼却灰等による資源の回収

焼却施設での焼却灰及び焼却残渣の再資源化（セメント原料化など）については、川西保健衛生施設組合の最終処分場の延命に配慮しながら検討していきます。

3) 中間処理量の推計

中間処理量を以下に示します。

可燃ごみの焼却処理量の推移は、図 4-9 に示します。

一方、資源化量及びリサイクル率は図 4-10 に示します。2029（令和 11）年度に 312t となり、リサイクル率は 19.9%となる見込みです。

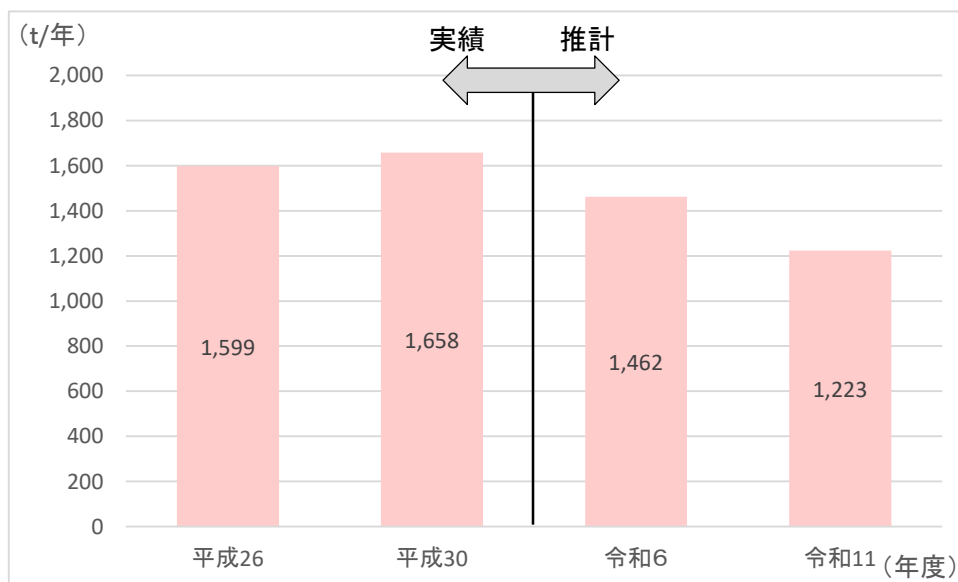


図 4-9 中間処理量の推計

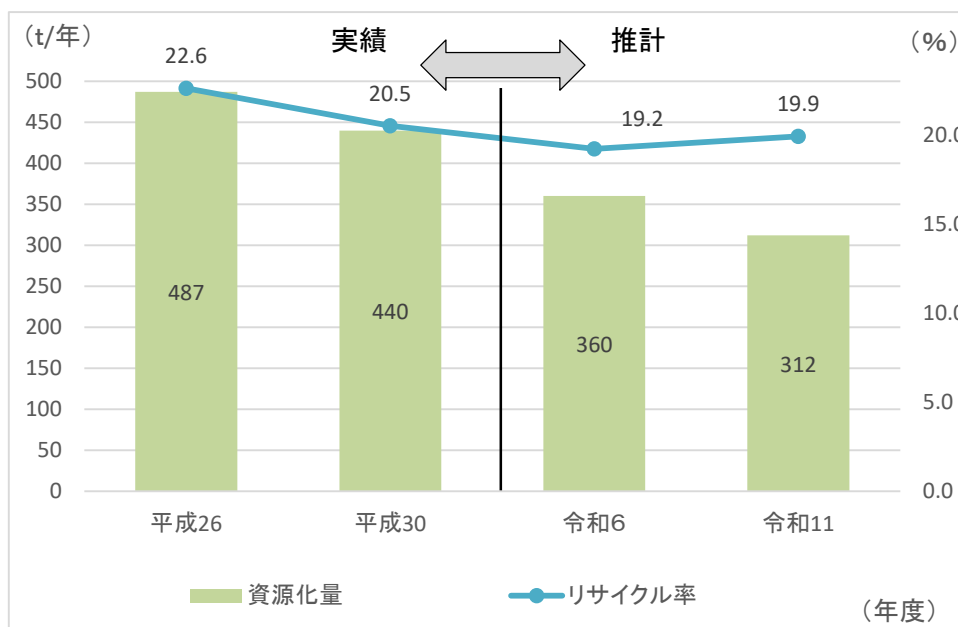


図 4-10 資源化量と資源化率の推計

3. 最終処分計画

最終処分量を減量化するため、「焼却灰及び焼却残渣のセメント原料化」を行っていきます。今後は、新たな資源化先を検討しています。

第5章 資料編

第1節 立科町環境審議会

第1項 立科町環境審議会設置運営要綱

平成19年3月30日

告示第14号

改正 平成19年7月2日告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、立科町の豊かな生活環境及び自然環境を維持し、生活水や農業用水等の安全を確保するとともに、住民が安心して健康に暮らせる町づくりの為に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び環境基本法(平成5年法律第91号)を基調とし、立科町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し答申する。

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) 廃棄物による公害防止に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理計画及び処理の許可に関すること。
- (4) 資源の再生利用の促進に関すること。
- (5) その他必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者 5名
- (2) 河川・湖沼の管理を代表する者 1名
- (3) 文化財保護を代表する者 1名
- (4) 住民を代表する者 2名
- (5) 健康に関わる団体を代表する者 1名
- (6) 環境ボランティアを代表する者 2名
- (7) その他町長が必要と認める者 若干名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数をもって成立する。

(専門委員)

第7条 審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者及び関係行政職員のうちから町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、審議会で意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、専門事項調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月2日告示第15号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

第2項 立科町環境審議会委員名簿

所属等	職名	氏名	役職
公益を代表する者	立科町議会議長	森本 信明	
公益を代表する者	立科町議会 総務経済常任委員長	今井 清	
公益を代表する者	立科町議会 社会文教建設常任委員長	森澤 文王	
公益を代表する者	立科町農業委員会会長	宮下 芳昭	会長
公益を代表する者	立科町商工会会長	浦野 喜芳	
河川・湖沼の管理を 代表する者	立科土地改良区理事長	六川 利一	
文化財保護を代表 する者	立科町文化財保護委員会会長	関 俊一	
住民を代表する者	立科町区長会会長	佐藤 三恵子	
住民を代表する者	立科町部落長会会長	竹城 正二	
健康に関わる団体 を代表する者	立科町保健委員会会長	田中 敏子	
環境ボランティア を代表する者	蓼科の水を考える会会長	寺島 繁	副会長
環境ボランティア を代表する者	たてしな環境フェア実行委員長	二川 透	

(令和元年度から令和2年度まで)

第3項 立科町環境審議会諮問書・答申書

元立町第242号
令和元年12月26日

立科町環境審議会
会長 宮下 芳昭 様

立科町長 両角 正芳

諮 問 書

立科町環境審議会設置運営要綱第2条の規定に基づく下記事項について、諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版の策定について
- (2) ごみの分別区分について
- (3) ごみ指定袋の販売価格について

2 諮問理由

平成27年度に策定した「立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」については、計画期間を計画策定時より15年間とし、令和元年度を前期目標年度、令和6年度を中期目標年度、令和11年度を後期目標年度としています。令和2年度から中期目標期間となるため、本年度において平成27年度策定の前計画を評価のうえ見直し、改訂します。

また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があり、については、立科町環境審議会においてご審議いただきたく、諮問するものであります。

令和2年3月27日

立科町長 両角 正芳 様

立科町環境審議会
会長 宮下 芳昭

立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版の策定、
ごみの分別区分及びごみ指定袋の販売価格について（答申）

令和元年12月26日付け元立町第242号で、立科町長から本審議会に諮問のあった、立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版の策定、ごみの分別区分及びごみ指定袋の販売価格について、慎重に審議を行った結果、次のとおりとすることが適当との結論を得たので答申する。

記

- 1 別冊の「立科町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂版（以下「基本計画改訂版」という。）」の内容は、今後の立科町における廃棄物の減量化、資源化、処理等に係る方向性等を定めるものとして適当なものである。
- 2 立科町においては、基本計画改訂版に基づき、次期目標年度に向けて積極的に計画内容の実現を図られたい。
- 3 立科町においては、基本計画改訂版で策定した目標値の達成度や施策の進捗状況を公表し、定期的に検証及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを図られたい。
- 4 立科町においては、ごみの分別区分及びごみ指定袋の販売価格について、生活に密接に関係する施策であり、住民相互の理解のもと施策を実施するとともに、定期的に検証及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを図られたい。

以上